

八郎潟町障がい者計画

第6期 障がい福祉計画

第2期 障がい児福祉計画

令和3年3月

八郎潟町

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画の策定趣旨.....	1
2. 障がい者支援を取り巻くこれまでの流れ	2
(1) 国の主な支援策の流れ	2
(2) 県の障がい者施策に関わる取り組み	2
3. これからの障がい者施策の方向性.....	4
4. 計画の位置づけ.....	5
(1) 計画の性格	5
(2) 各種計画との関係	6
(3) 計画の期間	6
5. 計画の対象者	7
第2章 地域福祉を取り巻く状況.....	8
1. 人口の状況	8
(1) 年齢3区分別人口の推移	8
(2) 年齢3区分別人口の推計	9
2. 障害者の状況	10
(1) 障害者手帳所持者数の推移.....	10
(2) 身体障害者手帳所持者の状況.....	11
1) 年齢の内訳.....	11
2) 等級の内訳.....	12
3) 障害部位の内訳.....	13
(3) 療育手帳所持者の状況	14
1) 年齢の内訳.....	14
2) 等級の内訳.....	14
(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況	15
1) 年齢の内訳.....	15
2) 等級の内訳.....	15
(5) 障害支援区分の認定状況	16
(6) 自立支援医療の状況	19
(7) 福祉医療の状況.....	20
(8) 各種手当の状況.....	20
(9) 障害者相談員の配置状況	20
(10) 特別支援学級の状況	21
1) 小学校.....	21
2) 中学校.....	21
2. 障害福祉サービスの進捗状況.....	22
(1) 自立支援給付サービス	22
1) 訪問系サービス.....	22
2) 日中活動系サービス	22
3) 居住系サービス.....	25
4) 相談支援	26
(2) 地域生活支援事業	27
1) 必須事業.....	27
2) 任意事業.....	30
3. 障害児福祉サービス等の進捗状況	31
(1) 障害児通所支援サービス	31
第3章 計画の基本方向.....	33
1. 基本理念.....	33
2. 基本目標.....	34
(1) 地域の生活支援の充実.....	34
(2) 支え合いの地域社会づくり.....	34
(3) 障がいのある人の自立と社会参加の促進.....	34
3. 施策体系.....	35
4. 障害福祉計画・障害児福祉計画のサービスの体系	36

第4章 施策の展開	37
1. 障がい者計画の推進	37
(1) 地域の生活支援の充実	37
(2) 支え合いの地域社会づくり	38
(3) 障がいのある人の自立と社会参加の促進	39
2. 障がい者福祉計画の推進	40
(1) 自立支援給付サービス	40
1) 訪問系サービス	40
2) 日中活動系サービス	42
3) 居住系サービス	47
4) 相談支援	49
5) 自立支援医療	51
6) その他サービス	52
(2) 地域生活支援事業	53
1) 必須事業	53
2) 任意事業	58
3) 町単独事業	60
3. 障がい児福祉計画の推進	61
(1) 障害児通所支援	61
(2) 障害児入所支援	64
第5章 計画の成果目標	65
1. 国の指針	65
2. 本町における成果目標の設定	66
(1) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	66
(2) 福祉施設入所者の地域生活への移行	66
(3) 福祉施設から一般就労への移行等	66
1) 福祉施設から一般就労への移行	66
2) 就労定着支援事業の利用者数	67
3) 就労定着率	67
(4) 障害児支援の提供体制の整備等	67
1) 障害児通所支援体制等の地域支援体制の整備	67
2) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	67
(5) 相談支援体制の充実・強化等	68
1) 総合的・専門的な相談支援	68
2) 地域の相談支援体制の強化	68
(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組	68
(7) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	69
1) 保健、医療、福祉関係者による協議の場	69
2) 精神障害者における障害福祉サービス種別の利用者数	69
第6章 計画の推進にあたって	70
1. 計画の推進における基本姿勢	70
2. 計画推進における役割分担	71
3. 計画推進に向けた多様な連携の推進	72
4. 計画の進行管理体制	73
(1) 計画の進行管理と評価	73
(2) 庁内における進捗評価の体制	74
(3) 人材の育成・確保	74
(4) 計画の実施状況の公表	74
5. 計画の普及・啓発の推進	75

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画の策定趣旨

近年、障がい者を取り巻く制度や法律は、大きな転換期を迎えています。

国は、障害者権利条約批准後初めての基本計画となる「第4次障害者基本計画」を平成30年3月に策定し、共生社会の実現に向け、福祉・保健・医療・教育・労働・交通・情報等の各分野における諸施策の方向性を明示しました。

障がい者の法定雇用率の引き上げ、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の成立、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の改正等が進み、障がい者の社会参加の機運が高まる一方、障がい者に対する差別や偏見は根強く存在し、日常生活上の不便さ・困難さを招く障壁となっています。

障がいの有無にかかわらず、すべての人がお互いの人格と個性を尊重し、多様性を認め合う社会を目指し、継続的な取り組みにより共生意識の定着を図ることが求められています。

八郎潟町においても障がいのある人を取り巻く状況は日々変化し、障がいのある人や介護者の高齢化、障がいの重度化や重複化などあいまって、障がい者施策へのニーズも多種・多様化しています。

国では、障害者基本法において、市町村は当該市町村における障がいのある人の状況等を踏まえ、障がい者施策に関する基本的な計画を策定しなければならないとしています。また、障害者総合支援法においては、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（市町村障害福祉計画）を定めることとしています。

本町では、平成27年度から「障害者計画」、「障害福祉計画」を一体的に推進してきました。

そして、平成28年5月の「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の改正により、これまで障害福祉計画の中に含まれていた障害児福祉の取り組みについて「障害児福祉計画」として定めることとなったことを踏まえ、平成30年度からは、「障害者計画」、「障害福祉計画」、「障害児福祉計画」を一体的に推進してきました。

令和2年度は、この計画が計画終了年度を迎えることから、令和3年度からの新たな計画として、本計画を策定することとしました。

障がい児・者が、能力や適性に応じて自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、自立支援給付及び地域生活支援事業を含め、障がい者とその家族に寄り添った支援を充実させ、地域で安心して生活できる基盤の整備を進めていきます。

2. 障がい者支援を取り巻くこれまでの流れ

(1) 国の主な支援策の流れ

	障がい者福祉
平成 15 年	支援費制度
平成 17 年	発達障害者支援法 精神保健福祉法改正 障害者自立支援法
平成 18 年	バリアフリー新法
平成 23 年	障害者基本法改正 障害者虐待防止法
平成 25 年	障害者総合支援法 地域支援事業の拡充 障害者施設等製品優先調達法
平成 26 年	障害者の権利に関する条約批准（国内法整備）
平成 27 年	難病患者に対する医療等に関する法施行
平成 28 年	障害者差別解消法 障害者雇用促進法 発達障害者支援法改正
平成 30 年	障害者総合支援法改正 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律
平成 31 年 ／令和元年	障害者文化芸術推進計画策定 障害者雇用促進法改正
令和 2 年	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律改正

(2) 県の障がい者施策に関わる取り組み

<秋田県地域福祉支援計画>

1 : 地域福祉を推進する体制づくり

- (1) 市町村の地域福祉計画策定等への支援
- (2) 包括的な支援体制の構築に向けた支援

2 : 誰もが住みやすい地域づくり

- (1) 安全・安心な暮らしを支える取組の推進

3 : 地域福祉を支える人づくり

- (1) 福祉に対する理解と参加の促進
- (2) 福祉人材の確保・育成の推進

4 : 福祉サービスを適切に利用できる基盤づくり

- (1) 生活困窮者自立支援の推進
- (2) 権利擁護の推進
- (3) 福祉サービスの質の向上

<秋田県障害者計画（改定版）>

基本目標1：いつでも身近で気軽に福祉サービスが利用できるシステムづくり

I 地域で共に生活するために

- 施策1 保健・医療サービスの充実
- 施策2 療育体制の整備
- 施策3 相談体制の充実
- 施策4 在宅生活の支援（日中活動・居宅介護等の推進）
- 施策5 居住系サービスの推進

基本目標2：障害のある人がいきいきと社会参画できる環境づくり

II 権利擁護のために

- 施策6 権利擁護の推進
- 施策7 虐待の防止
- 施策8 差別の解消

III 社会的・経済的自立を促進するために

- 施策9 教育の充実
- 施策10 雇用の促進
- 施策11 職業リハビリテーションの推進
- 施策12 就労の場の確保

IV 生活の質（QOL）の向上を目指して

- 施策13 スポーツ活動の促進
- 施策14 レクリエーション・文化活動の促進

V 国際交流・国際協力を推進するために

- 施策15 国際交流・協力の推進

基本目標3：共に生きるバリアフリー社会づくり

VI バリアフリーの促進のために

- 施策16 人にやさしいまちづくりの推進
- 施策17 暮らしやすい住宅の整備
- 施策18 道路・交通安全施設等の整備
- 施策19 心のバリアフリーの推進
- 施策20 情報バリアフリーの促進

VII 安全な暮らしを確保するために

- 施策21 緊急時の支援
- 施策22 防災・防犯対策の推進

VIII パートナーシップによる地域社会づくりを目指して

- 施策23 ボランティア・NPO活動の促進とマンパワーの育成・確保

秋田県では、地域福祉支援計画において、体制づくり、地域づくり、人づくり、基盤づくりの4つの視点から地域福祉の推進を進めており、秋田県障害者計画においても、地域福祉推進の考え方を踏まえ、システムづくり、環境づくり、社会づくりの3つの基本目標のもと、総合的な障がい者福祉施策を展開しています。

3. これからの障がい者施策の方向性

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」において、これからの障がい者施策の方向性が示されています。

本町においても、この基本指針の考え方を踏まえて障がい者施策を推進していくこととします。

<基本指針の主なポイント>

○目指すところ

すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与する

共生社会の実現

○基本理念

1. 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
2. 一元的な障害福祉サービスの実施
3. 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
4. 地域共生社会の実現に向けた取り組み
5. 障害児の健やかな育成のための発達支援

地域共生社会とは

地域共生社会とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに築っていく社会（平成 29 年 2 月 7 日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定）とされています。

人々の暮らししていく上での課題の複雑化・複合化、少子高齢・人口減少社会の到来といった社会構造の変化などを背景として、地域・家庭・職場といった生活の様々な場において、支え合いの基盤が弱まってきており、暮らしにおける人と人とのつながりが弱まる中で孤立し、生活に困難を抱えながらも誰にも相談できず、適切な支援に結びつかないことなどにより、課題が深刻化している状況があるものと考えられ、暮らしにおける人と人とのつながりを再構築することで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができるような社会としていくことが必要と考えられます。

そこで、制度・分野ごとの「縦割り」では解決できない課題（複合的課題、制度の狭間など）の存在や社会的孤立・社会的排除への対応、また、地域の「つながり」の弱まりや地域の持続可能性の危機などの諸課題に対応するため、『公的支援』と『地域づくり』の仕組み、双方の転換を目指す、地域共生社会の実現が求められています。

4. 計画の位置づけ

(1) 計画の性格

本計画は、障害者基本法に基づく町の「障害者計画」であり、障がい者施策を推進するにあたっての基本理念及び基本目標を示すことにより、その方向性を明らかにし、今後の障がい者福祉にかかわる行政運営の指針とするものです。

また、障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」と、児童福祉法に基づく「障害児福祉計画」としても位置づけられ、障がい者及び障がい児への福祉サービスがどれだけ必要となるのかの3年間の見込み量とそのサービスを確保するための方策について定めた計画となっています。

○障害者計画

障害者基本法第11条第3項に規定する「市町村障害者計画」に相当するものであり、本町における障がい者及び障がい児のための施策に関する基本的な計画です。

○障害福祉計画

「障害者総合支援法」に基づく市町村障害福祉計画で、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画を定めるものです。

市町村障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条により、策定が義務づけられている計画です。

○障害児福祉計画

児童福祉法第33条の20に規定する「障害児福祉計画」に相当するものであり、児童発達支援センターを中心とした地域支援体制を構築するとともに、ライフステージに応じた切れ目のない支援と保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等と連携した支援を提供する体制の構築を図ることを目指す計画です。

障がい児支援は、市町村における障害児通所支援と都道府県における障害児入所支援を両輪として推進されるため、県と密接な連携を図りながら推進していきます。

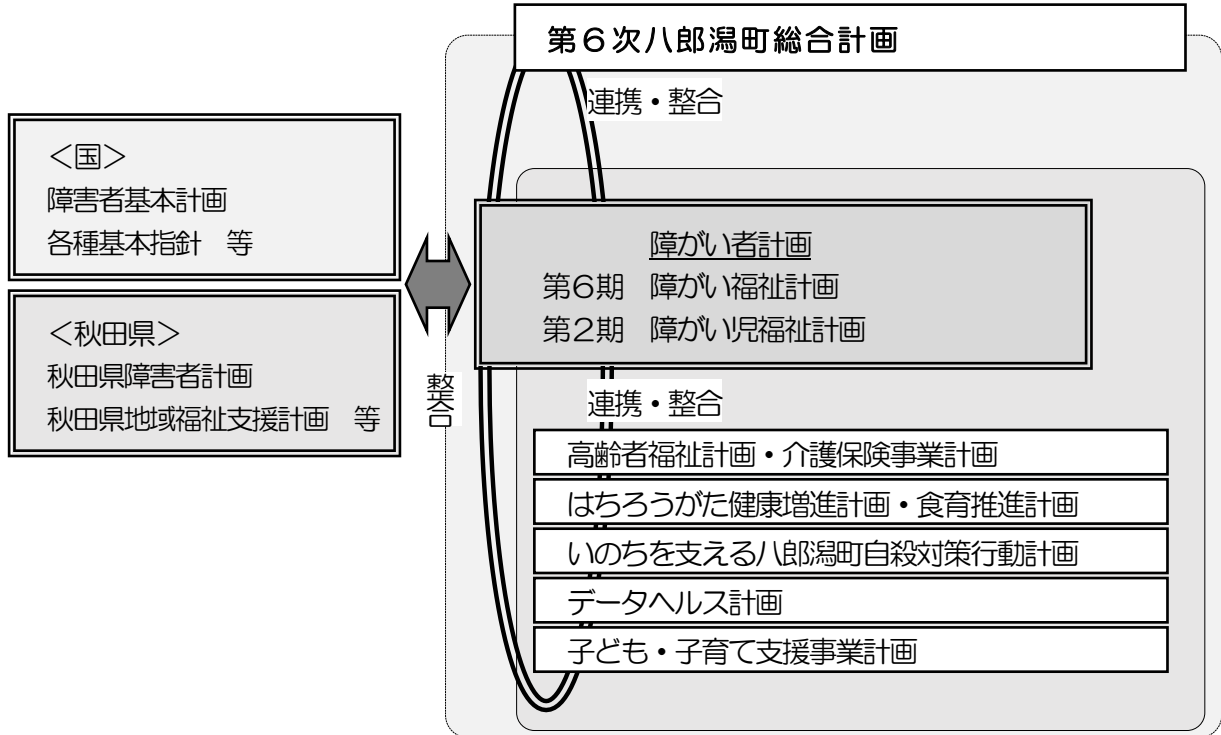
本町においては、「障害者計画」を障がい者及び障がい児を含む、町全体の障がい者施策を推進していくための総合的な計画と位置づけ、その中で特定のサービスの推進計画として、「障害福祉計画」と「障害児福祉計画」を内包した形で一体的に3計画を策定するものとします。

3計画を一体的に策定 ⇒



(2) 各種計画との関係

計画策定にあたっては、本町の総合計画における施策の方向性を踏まえるとともに、国の方針や県の計画、その他関連する諸計画と相互に連携し、整合性に留意するものです。



(3) 計画の期間

障がい者計画は令和3年度（2021年度）から令和8年度（2026年度）までの6年間の計画となっています。

障がい福祉計画・障がい児福祉計画は、令和3年度（2021年度）を初年度とし、令和5年度（2023年度）を目標年度とする3年間の計画となっています。

また、計画の内容と実際の状況にかい離がある場合は、計画期間中においても適宜計画の見直しを行うものとします。

令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
障がい者計画					
障がい福祉計画（第6期） 障がい児福祉計画（第2期）					
進捗評価	進捗評価	進捗評価			
		見直し	障がい福祉計画（第7期） 障がい児福祉計画（第3期）		

5. 計画の対象者

本計画は、障害者基本法の理念に基づき、保健、医療、福祉、教育等の対人サービスについては身体障がい（児）者、知的障がい（児）者・精神障がい者のほか、難病患者、発達障害、高次脳機能障害等も対象とします。

しかし、ノーマライゼーション社会の実現のためにはすべての町民の理解と協力が必要です。したがって、本計画は全町民を対象としています。

○障害者基本法（抄）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

○障害者総合支援法（抄）

第4条 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち18歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であつて18歳以上であるものをいう。

「障害児」とは、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児及び精神障害者のうち18歳未満である者をいう。

○児童福祉法（抄）

第4条 この法律で、児童とは、満18歳に満たない者をいう。

- ② この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童または精神に障害のある児童（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害児を含む。）又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童をいう。

○発達障害者支援法（抄）

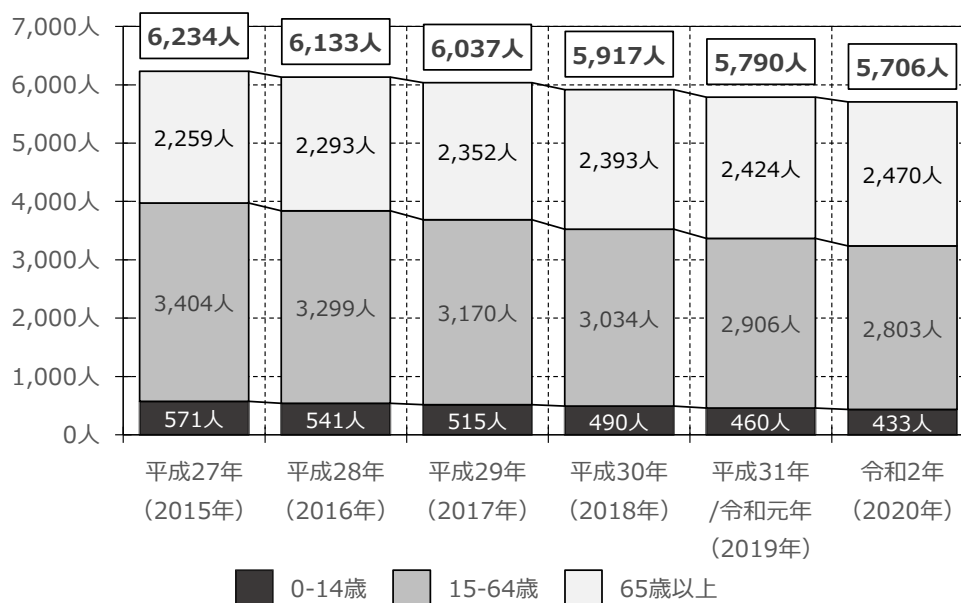
第2条 この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であつてその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

- 2 この法律において「発達障害者」とは、発達障害を有するために日常生活または社会生活に制限を受ける者をいい、「発達障害児」とは発達障害者のうち18歳未満のものをいう。

第2章 地域福祉を取り巻く状況

1. 人口の状況

(1) 年齢3区分別人口の推移



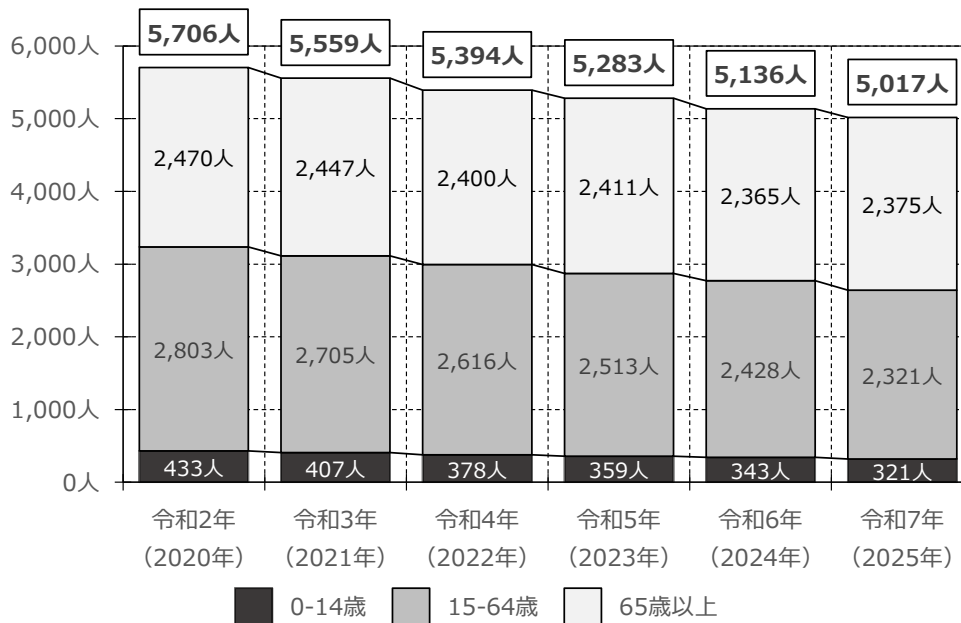
各年 10月1日現在、住民基本台帳

「総人口」は、平成27年の6,234人から、平成31年/令和元年には5,790人と、528人の減少となっています。

「65歳以上」人口はやや増加傾向にありますが、増加の幅は大きくはなく、ほぼ横ばいの推移となっています。

「0-14歳」と「15-64歳」は減少傾向にあり、平成31年/令和元年には、平成27年の8割程度の水準まで減少しています。

(2) 年齢3区分別人口の推計



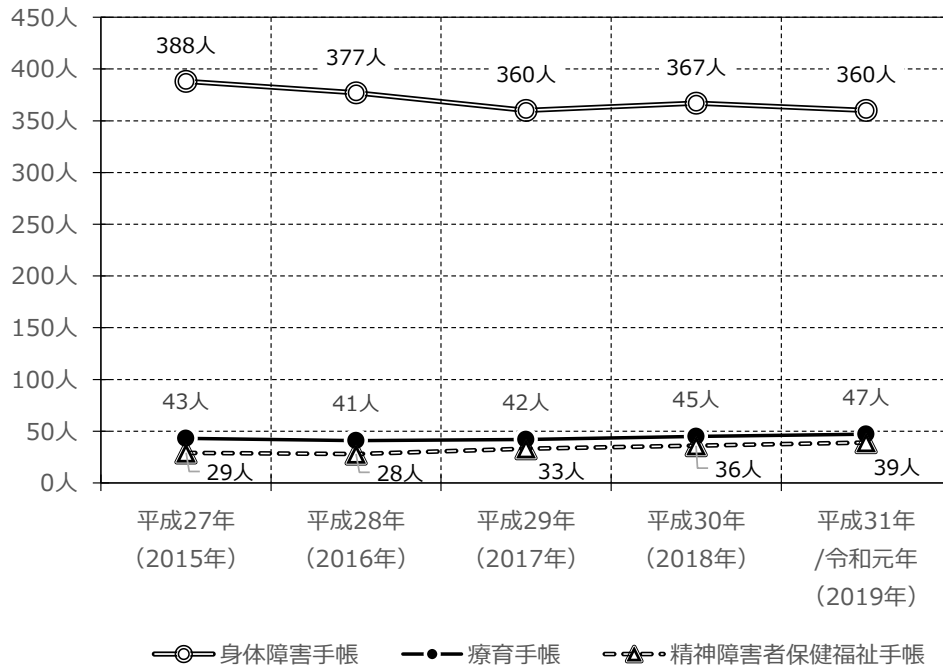
各年 10月1日現在、住民基本台帳
※コーホート変化率法による推計

これまでの人口の推移を踏まえ、「総人口」は減少傾向で推移していくものと思われます。

「0-14歳」と「15-64歳」も人口の推移と同様に減少傾向で推移していくものと思われますが、「65歳以上」については、新たに65歳以上の高齢者となる層の人口が少なくなっていることや、65歳以上でも年齢によっては減少している年齢層もあることから、令和3年以降、小さな増減を繰り返しおおむね横ばいに推移していくものと試算されています。

2. 障害者の状況

(1) 障害者手帳所持者数の推移



各年4月1日現在、福祉課

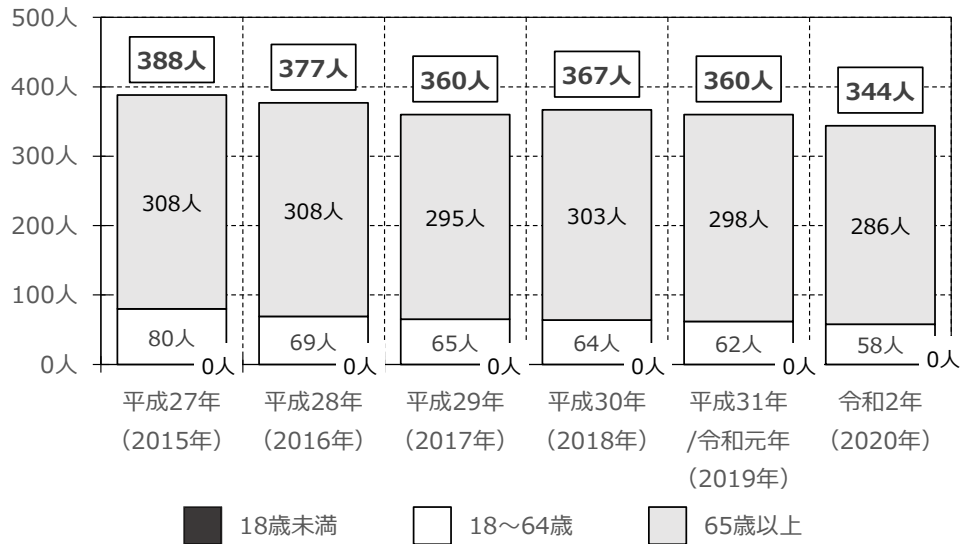
障害者手帳の所持状況をみると、3手帳の中で「身体障害者手帳」の所持者がもっとも多く、ついで「精神障害者保健福祉手帳」、「療育手帳」となっています。

「身体障害者手帳」の所持者は平成27年度には388人でしたが、平成31年度/令和元年度には360人と、28人の減少となっています。

「精神障害者保健福祉手帳」と「療育手帳」所持者は、ともに平成28年以降微増傾向にあり、平成31年度/令和元年度は平成27年に比べると、1.1～1.3倍程度の増加となっています。

(2) 身体障害者手帳所持者の状況

1) 年齢の内訳

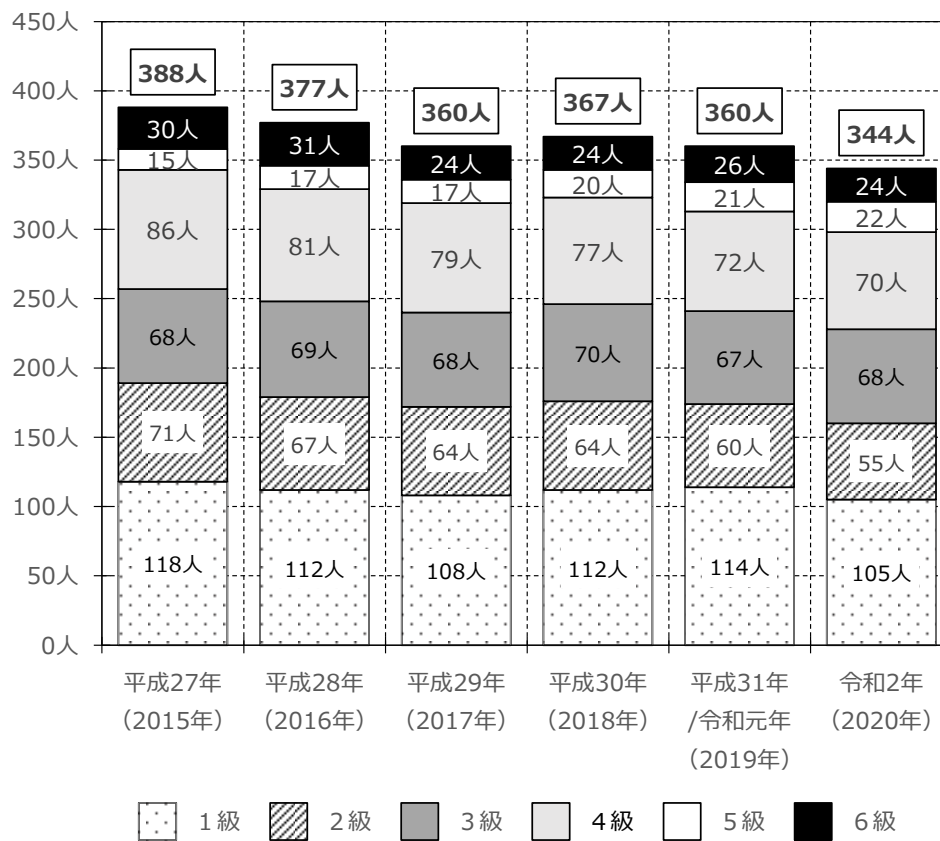


各年4月1日現在、福祉課

身体障害者手帳所持者の年齢の内訳をみると、各年度、「65歳以上」がもっとも多く、300人前後で推移しています。ついで「18～64歳」が多く、「18歳未満」は所持者がいない状況となっています。

各年齢層ともに、やや減少傾向にあり、平成27年度に比べると、平成31年度/令和元年度は、ともに20人以上の減少となっています。

2) 等級の内訳

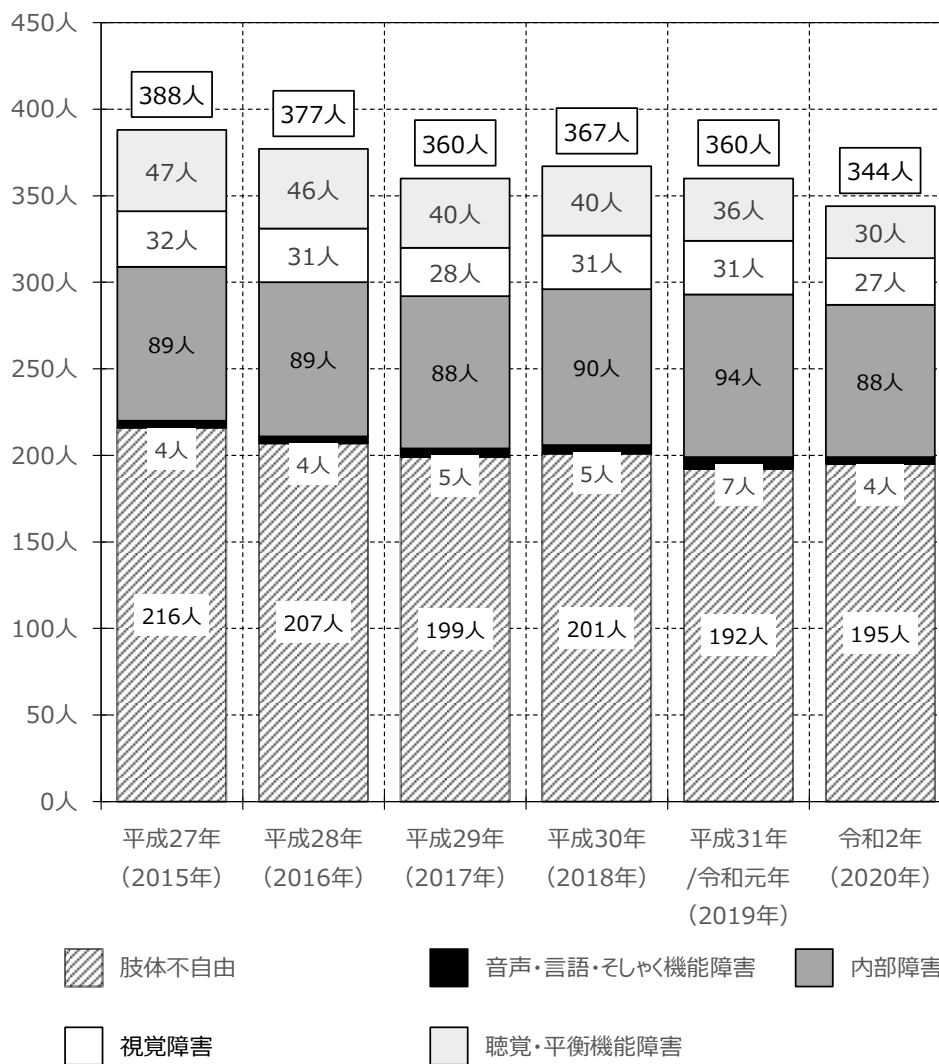


各年4月1日現在、福祉課

身体障害者手帳の等級をみると、各年度、「1級」がもっとも多く、100人台で推移しています。ついで「3級」と「4級」が多く、それぞれ全体の2割前後を占めています。

1～2級と4級はやや減少傾向となっていますが、「5級」は数は少ないものの、若干、増加しています。

3) 障害部位の内訳



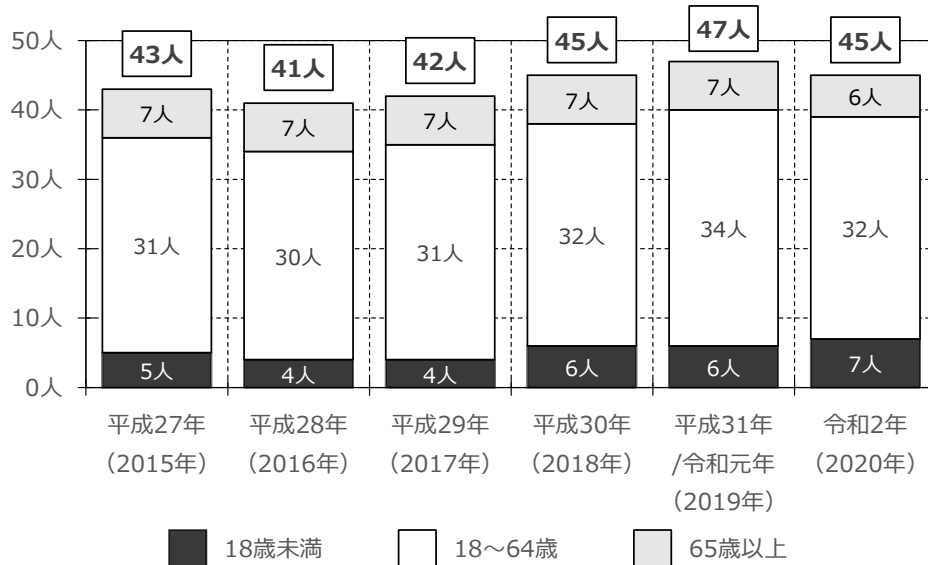
各年4月1日現在、福祉課

身体障害者手帳所持者の障害部位の内訳をみると、各年度、「肢体不自由」が200人前後でもっとも多くなっています。ついで「内部障害」が90人前後となっています。

いずれもやや減少しているものの、ほぼ横ばいの推移となっていますが、「聴覚・平衡機能障害」は人数は少ないものの、平成27年度に比べると、平成31年度/令和元年度は6割程度の水準まで減少しています。

(3) 療育手帳所持者の状況

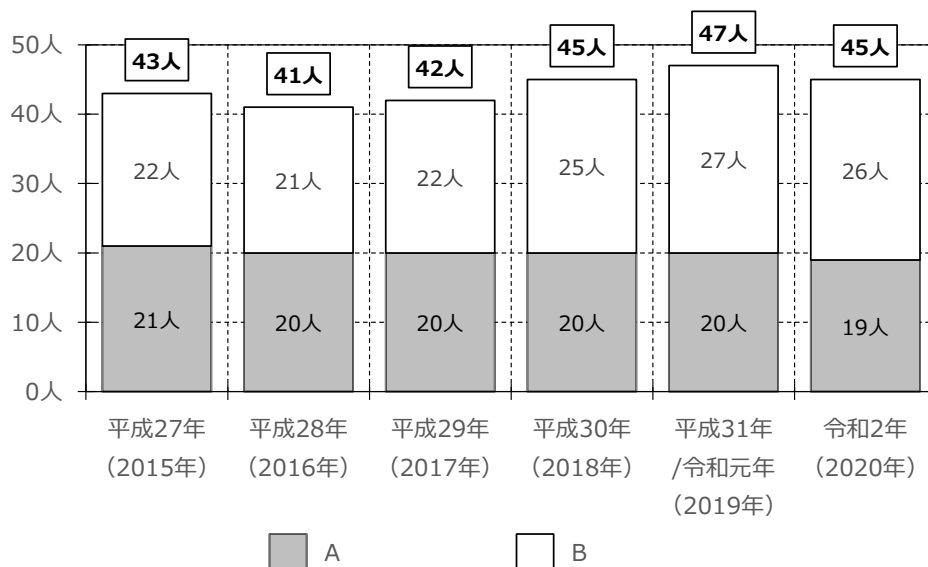
1) 年齢の内訳



各年4月1日現在、福祉課

療育手帳所持者の年齢の内訳をみると、各年度、「18～64歳」がもっとも多く、30人台で推移しています。ついで「65歳以上」が6～7人、「18歳未満」が4～7人となっています。
人数は少ないものの、「18歳未満」はやや増加しています。

2) 等級の内訳

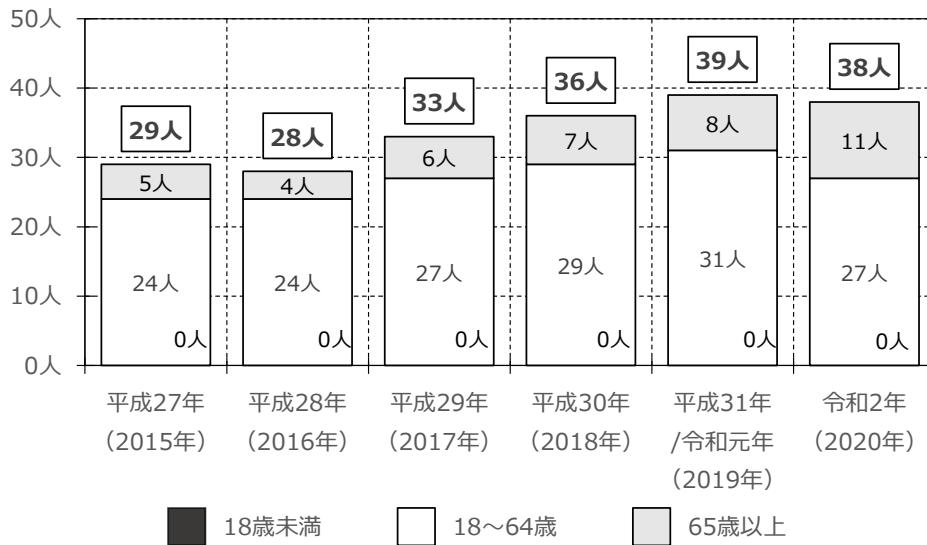


各年4月1日現在、福祉課

療育手帳の等級をみると、各年度、「B」の方が多いものの、平成27年にはほぼ半々の割合でしたが、「A」はやや減少しているのに対して、「B」はやや増加しており、「B」の占める割合が高まっています。

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

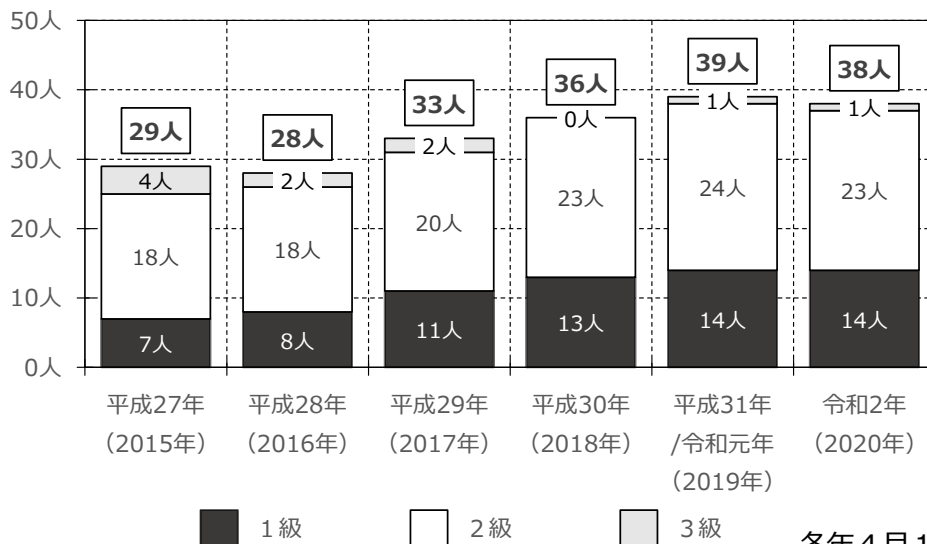
1) 年齢の内訳



各年4月1日現在、保健課

精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢の内訳をみると、各年度、「18～64歳」がもっとも多くなっています。ついで「65歳以上」が多く、「18歳未満」は0人となっています。人数は少ないものの「65歳以上」は増加傾向となっており、令和2年には11人となっています。

2) 等級の内訳



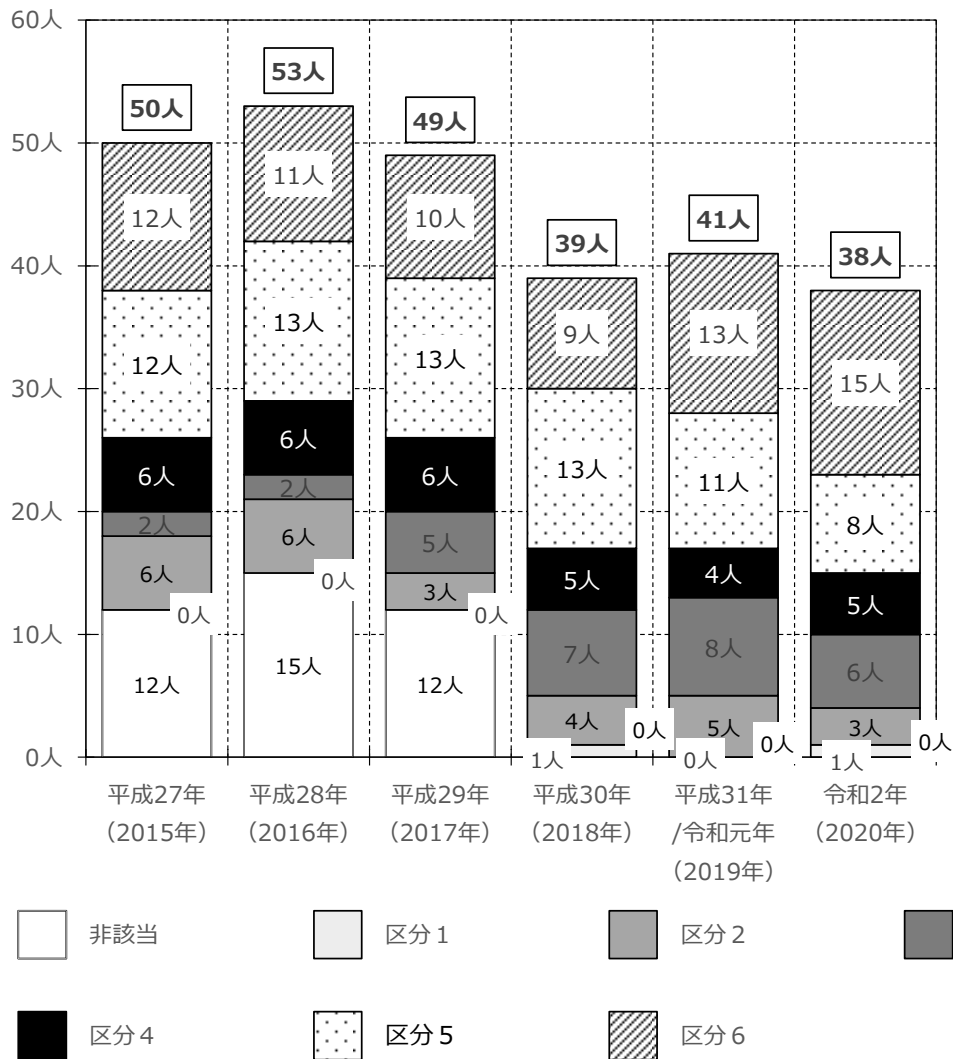
各年4月1日現在、保健課

精神障害者保健福祉手帳の等級をみると、各年度、「2級」がもっとも多く、全体の6割以上を占めています。しかし、「1級」が人数は少ないものの大きく増加しているため、「2級」の占める割合はやや低下しています。

(5) 障害支援区分の認定状況

		平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	平成31年 /令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)
身体障がい者	非該当	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	区分1	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	区分2	2人	2人	1人	0人	0人	0人
	区分3	1人	1人	3人	4人	3人	3人
	区分4	1人	1人	1人	1人	1人	1人
	区分5	2人	1人	1人	1人	1人	0人
	区分6	5人	4人	5人	5人	5人	6人
	小計	11人	9人	11人	11人	10人	10人
知的障がい者	非該当	3人	0人	0人	0人	0人	0人
	区分1	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	区分2	2人	2人	2人	3人	3人	2人
	区分3	1人	0人	0人	0人	1人	1人
	区分4	5人	5人	5人	4人	3人	4人
	区分5	10人	12人	12人	12人	10人	8人
	区分6	7人	6人	5人	4人	8人	9人
	小計	28人	25人	24人	23人	25人	24人
精神障がい者	非該当	9人	0人	0人	0人	0人	0人
	区分1	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	区分2	2人	3人	1人	1人	2人	1人
	区分3	0人	1人	3人	3人	4人	2人
	区分4	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	区分5	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	区分6	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	小計	11人	4人	4人	4人	6人	3人
その他（難病等）	非該当	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	区分1	0人	0人	0人	1人	0人	1人
	区分2	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	区分3	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	区分4	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	区分5	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	区分6	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	小計	0人	0人	0人	1人	0人	1人
非該当	12人	15人	12人	0人	0人	0人	
区分1	0人	0人	0人	1人	0人	1人	
区分2	6人	6人	3人	4人	5人	3人	
区分3	2人	2人	5人	7人	8人	6人	
区分4	6人	6人	6人	5人	4人	5人	
区分5	12人	13人	13人	13人	11人	8人	
区分6	12人	11人	10人	9人	13人	15人	
計		50人	53人	49人	39人	41人	38人

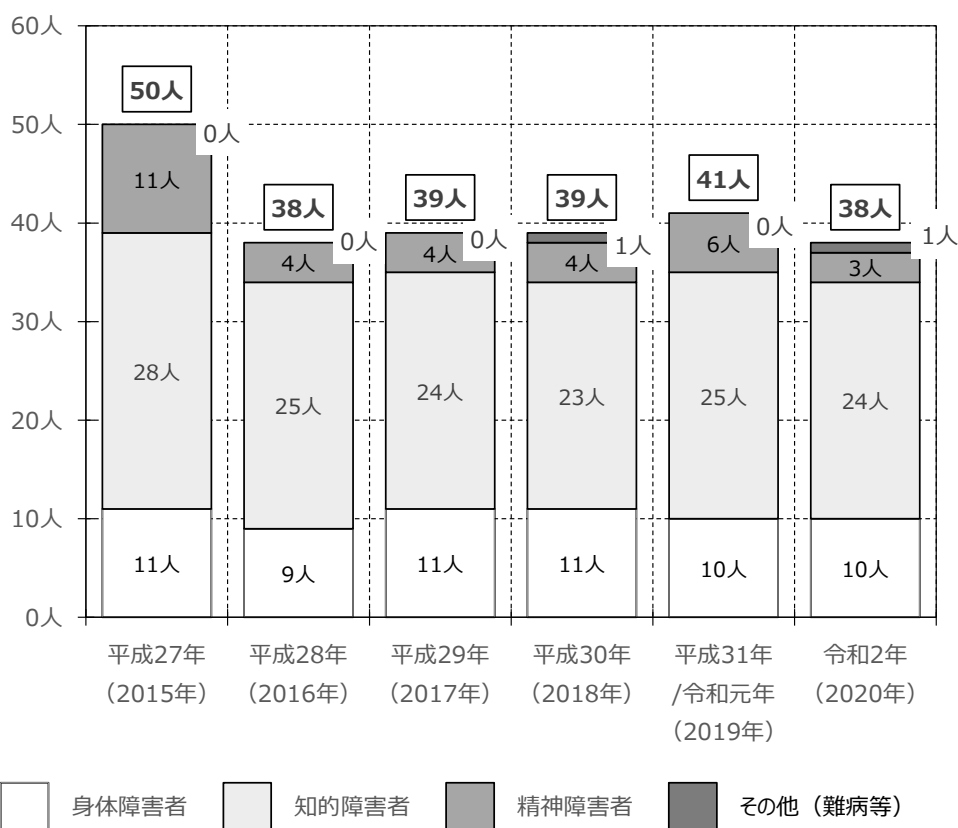
各年4月1日現在、福祉課



各年4月1日現在、福祉課

障害支援区分の認定状況を見ると、総数は平成27年の50人から、令和2年には38人と、12人の減少となっています。

支援区分別にみると、平成30年までは「非該当」を除くと、「区分5」が多くなっていましたが、平成31年/令和元年以降は、「区分6」が10人以上でもっとも多くなっています。

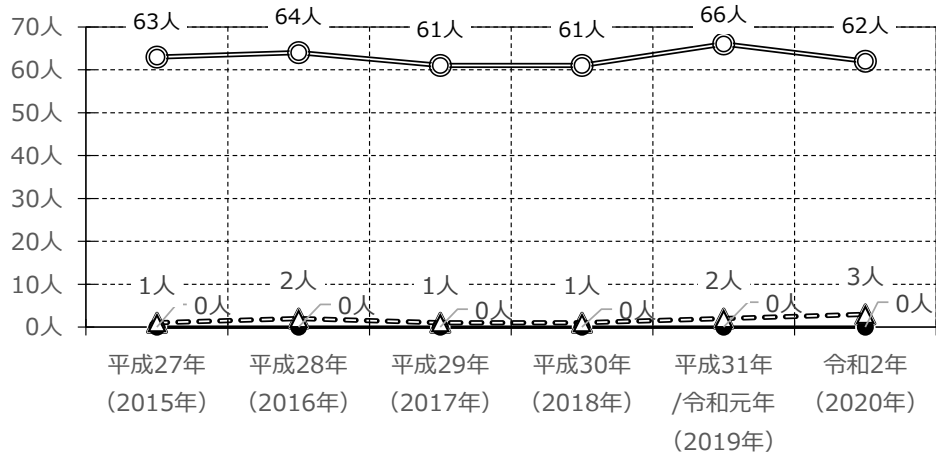


各年4月1日現在、福祉課

障害支援区分の認定状況について、障害別にみると、各年度、知的障害者が20人以上でもっとも多くなっています。ついで身体障がい者が10人台となっています。

いずれの障害もやや減少していますが、特に精神障害者は平成27年の11人から、令和2年には3人と大きく減少しています。

(6) 自立支援医療の状況



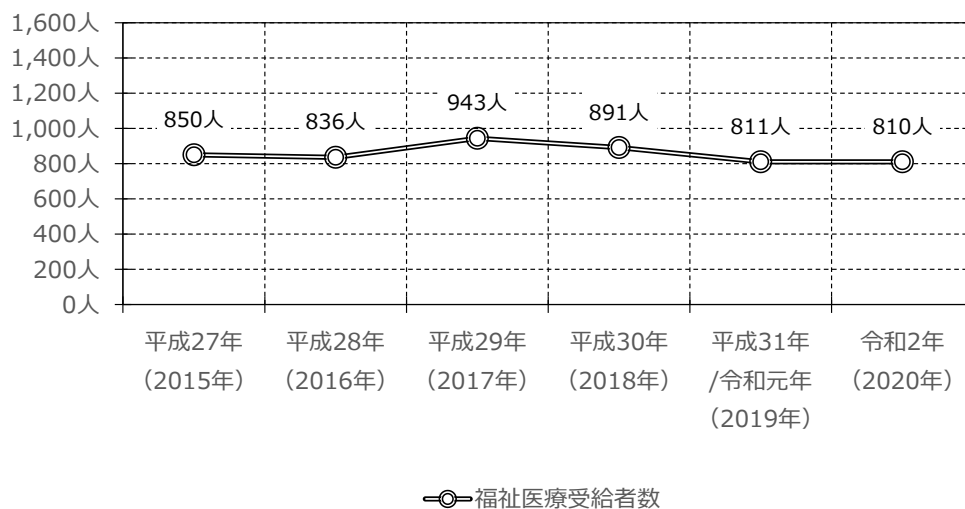
○— 自立支援医療（精神通院医療） ■— 自立支援医療（育成医療） ▲— 自立支援医療（更生医療）

各年4月1日現在、福祉課・保健課

自立支援医療の受給者数はほぼ横ばいに推移しており、合計すると、平成27年の64人から令和2年の65人まで、60人台で推移しています。

内訳としては、各年度、「自立支援医療（精神通院医療）」がもっとも多く、ついで「自立支援医療（更生医療）」が1～3人、「自立支援医療（育成医療）」は0人となっています。

(7) 福祉医療の状況



各年4月1日現在、保健課

福祉医療受給者数はほぼ横ばいに推移しており、令和2年には810人となっています。

(8) 各種手当の状況

	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	平成31年 /令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)
特別障害者手当	6件	5件	3件	3件	3件	5件
障害児福祉手当	1件	1件	1件	1件	0件	0件
特別児童扶養手当	5件	5件	6件	5件	6件	7件

各年4月1日現在、福祉課

「特別児童扶養手当」と「障害児福祉手当」はやや減少しており、平成31年/令和元年から「障害児福祉手当」は0件となっています。

「特別障害者手当」はやや増加し、令和2年には7件となっています。

(9) 障害者相談員の配置状況

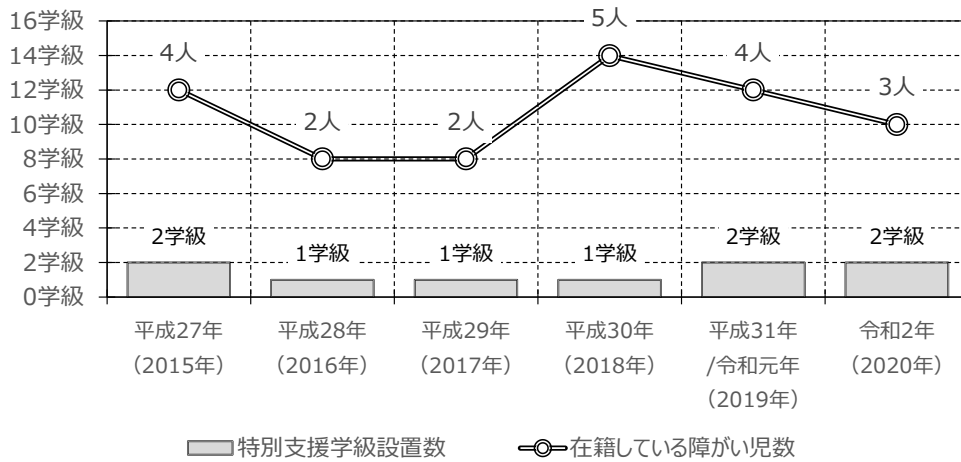
	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	平成31年 /令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)
身体障害者相談員	2人	2人	2人	2人	2人	2人
知的障害者相談員	1人	1人	1人	1人	1人	1人

各年4月1日現在、福祉課

「身体障害者相談員」は2人、「知的障害者相談員」は1人で、毎年度、一定数の配置を行っています。

(10) 特別支援学級の状況

1) 小学校

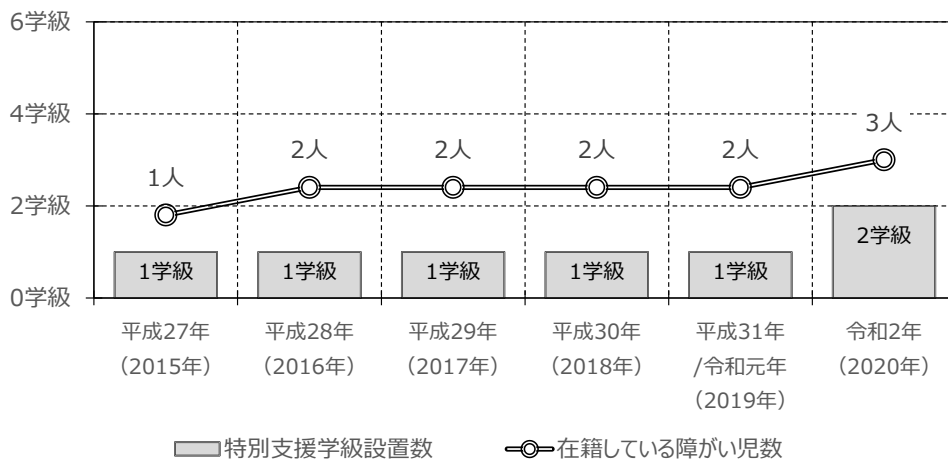


各年4月1日現在、教育課

小学校での特別支援学級の設置数は、1～2学級で、在籍している障害児数は数人程度となっています。

在籍している障害児数は平成30年以降やや減少しており、令和2年には3人となっています。

2) 中学校



各年4月1日現在、教育課

中学校での特別支援学級の設置数は令和2年に2学級に増え、在籍している障害児数も平成27年の1人から、令和2年には3人に増加しています。

2. 障害福祉サービスの進捗状況

(1) 自立支援給付サービス

1) 訪問系サービス

		上段：5期計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値					
		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 /令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
利用実人数	(人/月)	6人	5人	4人	5人	6人	6人
					4人	3人	4人
					80.0%	50.0%	66.7%
利用時間	(時間/月)	208時間	215時間	285時間	360時間	380時間	390時間
					289時間	293時間	290時間
					80.3%	77.1%	74.4%

※各年度の実績値は年間の平均です。(令和2年度は10月までの平均)

居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援といった訪問系サービス実利用人数は3～4人で推移しており、令和2年度には前回計画で想定した見込みの6割程度の利用となっています。

利用時間も計画値の8割から7割程度となっています。

2) 日中活動系サービス

①生活介護

		上段：5期計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値					
		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 /令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
利用実人数	(人/月)	27人	27人	27人	27人	27人	27人
					29人	27人	26人
					107.4%	100.0%	96.3%
利用のべ人数	(人日/月)	581人日	575人日	569人日	580人日	580人日	580人日
					575人日	570人日	568人日
					99.1%	98.3%	97.9%

※各年度の実績値は年間の平均です。(令和2年度は10月までの平均)

生活介護の実利用人数は30人弱でやや減少傾向で推移しているものの、ほぼ計画通りとなっています。のべ人数もほぼ計画通りとなっています。

②自立訓練（機能訓練）

		上段：5期計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値					
		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 /令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
利用実人数	(人/月)	1人	0人	0人	1人	1人	1人
					0人	0人	0人
					0.0%	0.0%	0.0%
利用のべ人数	(人日/月)	5人日	0人日	0人日	12人日	12人日	12人日
					0人日	0人日	0人日
					0.0%	0.0%	0.0%

※各年度の実績値は年間の平均です。(令和2年度は10月までの平均)

自立訓練（機能訓練）について、前回計画では月に1人の利用を見込んでいましたが、これまでのところ利用はない状況となっています。

③自立訓練（生活訓練）

上段：5期計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値

		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 /令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
利用実人数	(人/月)	1人	0人	0人	0人	0人	1人
					0人	0人	0人
					-	-	-
利用のべ人数	(人日/月)	9人日	0人日	0人日	0人日	0人日	20人日
					0人日	0人日	0人日
					-	-	-

※各年度の実績値は年間の平均です。(令和2年度は10月までの平均)

自立訓練（生活訓練）については、前回計画では令和2年度から月に1人の利用を見込んでいましたが、これまでのところ利用はない状況となっています。

④就労移行支援

上段：5期計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値

		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 /令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
利用実人数	(人/月)	4人	1人	0人	0人	1人	2人
					0人	0人	0人
					-	0.0%	0.0%
利用のべ人数	(人日/月)	58人日	11人日	0人日	0人日	20人日	40人日
					0人日	0人日	0人日
					-	0.0%	0.0%

※各年度の実績値は年間の平均です。(令和2年度は10月までの平均)

就労移行支援について、前回計画では平成31年度/令和元年度から月に1人の利用を見込んでいましたが、これまでのところ利用はない状況となっています。

⑤就労継続支援（A型）

上段：5期計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値

		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 /令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
利用実人数	(人/月)	0人	0人	0人	0人	0人	1人
					0人	1人	1人
					-	-	100.0%
利用のべ人数	(人日/月)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	20人日
					0人日	18人日	17人日
					-	-	85.0%

※各年度の実績値は年間の平均です。(令和2年度は10月までの平均)

就労継続支援（A型）については、前回計画では令和2年度から月に1人の利用を見込んでいましたが、平成31年度/令和元年度から実際には月に1人の利用となっています。

⑥就労継続支援（B型）

		上段：5期計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値					
		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 /令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
利用実人数	(人/月)	9人	11人	14人	15人	15人	15人
					14人	14人	16人
					93.3%	93.3%	106.7%
利用のべ人数	(人日/月)	146人日	184人日	247人日	270人日	270人日	270人日
					238人日	207人日	266人日
					88.1%	76.7%	98.5%

※各年度の実績値は年間の平均です。(令和2年度は10月までの平均)

就労継続支援（B型）について、前回計画では月に15人程度の利用を見込んでおり、実際の利用も14～16人とほぼ計画通りの利用状況となっています。

のべ人数は計画値の9～7割台で推移しています。

⑦就労定着支援

		上段：5期計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値					
		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 /令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
利用実人数	(人/月)	-	-	-	0人	0人	0人
					0人	0人	0人
					-	-	-

※各年度の実績値は年間の平均です。(令和2年度は10月までの平均)

就労定着支援は前回計画で利用を見込んでおらず、実際の利用もない状況となっています。

⑧療養介護

		上段：5期計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値					
		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 /令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
利用実人数	(人/月)	1人	0人	0人	0人	0人	0人
					0人	0人	0人
					-	-	-

※各年度の実績値は年間の平均です。(令和2年度は10月までの平均)

療養介護は前回計画で利用を見込んでおらず、実際の利用もない状況となっています。

⑨短期入所

		上段：5期計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値					
		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 /令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
利用実人数	(人/月)	3人	4人	4人	5人	5人	5人
					5人	6人	5人
					100.0%	120.0%	100.0%
利用のべ人数	(人日/月)	17人日	19人日	24人日	32人日	32人日	32人日
					28人日	34人日	25人日
					87.5%	106.3%	78.1%

※各年度の実績値は年間の平均です。(令和2年度は10月までの平均)

短期入所(介護給付)については、前回計画では月に5人程度の利用を見込んでおり、平成30年度には5人、平成31年度/令和元年度には6人、令和2年度には5人と、おおむね計画通りに推移しています。

のべ人数については、平成31年度/令和元年度には106.3%とほぼ計画通りの利用状況で、他の年度も8～7割台と、おおむね計画通りとなっています。

3) 居住系サービス

①共同生活援助(グループホーム)

		上段：5期計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値					
		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 /令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
利用実人数	(人/月)	7人	6人	4人	3人	3人	4人
					3人	4人	3人
					100.0%	133.3%	75.0%

※各年度の実績値は年間の平均です。(令和2年度は10月までの平均)

共同生活援助について、前回計画では月に3～4人に利用が拡大していくものと見込んでおり、実際の利用もおおむね計画通りとなっています。

②施設入所支援

		上段：5期計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値					
		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 /令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
利用実人数	(人/月)	15人	15人	16人	16人	16人	15人
					18人	16人	16人
					112.5%	100.0%	106.7%

※各年度の実績値は年間の平均です。(令和2年度は10月までの平均)

施設入所支援については、月に16～15人に利用が減少していくものと見込んでおり、実際の利用も計画値よりもやや多いものの、計画通りに減少傾向で推移しています。

③自立生活援助

		上段：5期計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値					
		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 /令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
利用実人数	(人/月)	-	-	-	0人	0人	1人
					0人	0人	0人
					-	-	0.0%

※各年度の実績値は年間の平均です。(令和2年度は10月までの平均)

自立生活援助について、前回計画では令和2年度から月に1人の利用を見込んでいましたが、これまでのところ実際の利用はない状況となっています。

4) 相談支援

①計画相談支援

		上段：5期計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値					
		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 /令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
利用実人数	(人/月)	4人	5人	6人	8人	8人	8人
					7人	10人	9人
					87.5%	125.0%	112.5%

※各年度の実績値は年間の平均です。(令和2年度は10月までの平均)

計画相談支援について、前回計画では月に8人の利用を見込んでおり、平成30年度には7人、平成31年度/令和元年度には10人、令和2年度には9人と、計画値よりもやや高い水準にて推移しています。

②地域移行支援

		上段：5期計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値					
		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 /令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
利用実人数	(人/月)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
					0人	0人	0人
					-	-	-

※各年度の実績値は年間の平均です。(令和2年度は10月までの平均)

地域移行支援について、前回計画では利用を見込んでおらず、これまでのところ実際の利用はない状況となっています。

③地域定着支援

		上段：5期計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値					
		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 /令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
利用実人数	(人/月)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
					0人	0人	0人
					-	-	-

※各年度の実績値は年間の平均です。(令和2年度は10月までの平均)

地域定着支援について、前回計画では利用を見込んでおらず、これまでのところ実際の利用はない状況となっています。

(2) 地域生活支援事業

1) 必須事業

① 理解促進研修・啓発事業

上段：5期計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 /令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
実施の有無	-	-	-	未実施	未実施	未実施
				未実施	未実施	未実施

理解促進研修・啓発事業については、前回計画で実施を見込んでおらず、これまでのところ未実施となっています。

② 障害者福祉活動事業助成等（自発的活動支援事業）

上段：5期計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 /令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
実施の有無	-	-	-	未実施	未実施	未実施
				未実施	未実施	未実施

障害者福祉活動事業助成等（自発的活動支援事業）については、前回計画で実施を見込んでおらず、これまでのところ未実施となっています。

③ 相談支援事業

上段：5期計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 /令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
基幹相談支援センター等機能強化事業	-	-	-	1か所	1か所	1か所
				1か所	1か所	1か所
				100.0%	100.0%	100.0%
住宅入居等支援事業	-	-	-	0か所	0か所	0か所
				0か所	0か所	0か所
				-	-	-
障害者相談支援事業	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
				2か所	2か所	2か所
				100.0%	100.0%	100.0%

基幹相談支援センター等機能強化事業については、平成30年度から1か所での実施を見込んでおり、計画通り平成30年度から1か所で実施しています。

住宅入居等支援事業については前回計画では実施を見込んでおらず、これまでのところ未実施となっています。

障害者相談支援事業については、平成30年度から2か所での実施を見込んでおり、計画通り平成30年度から2か所で実施しています。

④成年後見制度利用支援事業

上段：5期計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値

		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 /令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
利用実人数	(人/年)	0人	0人	0人	1人	2人	2人
					1人	0人	0人
					100.0%	0.0%	0.0%

成年後見制度利用支援事業については、前回計画で1～2人の利用を見込んでいましたが、平成30年度に1人の利用はあったものの、以降、利用はない状況となっています。

⑤成年後見制度法人後見支援事業

上段：5期計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値

		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 /令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
実施の有無		-	-	-	未実施	未実施	未実施
					未実施	未実施	未実施

成年後見制度法人後見支援事業については、前回計画で実施を見込んでおらず、これまでのところ未実施となっています。

⑥意思疎通支援事業

上段：5期計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値

		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 /令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
手話通訳者派遣事業	利用実人数 (人/年)	0人	0人	0人	1人	1人	1人
					0人	1人	1人
					0.0%	100.0%	100.0%
要約筆記者派遣事業	利用のべ人数 (人/年)	-	-	-	0人	0人	0人
					0人	0人	0人
					-	-	-
手話通訳者設置事業	設置人数	-	-	-	0人	0人	0人
					0人	0人	0人
					-	-	-

手話通訳者派遣事業について、前回計画では年に1人の利用を見込んでおり、実際の利用も平成31年度/令和元年度から1人となっています。

要約筆記者派遣事業と手話通訳者設置事業については、前回計画では利用を見込んでおらず、これまでのところ実際の利用はない状況となっています。

⑦日常生活用具給付事業

		上段：5期計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値					
		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 /令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
介護訓練支援用具 (給付のべ件数/年)	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
					0件	0件	0件
					-	-	-
自立生活支援用具 (給付のべ件数/年)	0件	0件	0件	0件	1件	1件	1件
					0件	0件	1件
					0.0%	0.0%	100.0%
在宅療養等支援用具 (給付のべ件数/年)	0件	0件	1件	1件	1件	1件	1件
					0件	0件	0件
					0.0%	0.0%	0.0%
情報・意思疎通支援用具 (給付のべ件数/年)	1件	1件	3件	3件	1件	1件	1件
					0件	3件	1件
					0.0%	300.0%	100.0%
排泄管理支援用具 (給付のべ件数/年)	174件	142件	119件	119件	132件	144件	144件
					100件	115件	138件
					75.8%	79.9%	95.8%
住宅改修費 (給付のべ件数/年)	1件	1件	0件	0件	1件	1件	1件
					1件	0件	1件
					100.0%	0.0%	100.0%

※令和2年度は10月までの実績を基に算出した値です。

日常生活用具給付事業のうち、排泄管理支援用具については100件以上の利用がありますが、前回計画で見込んだ計画値の7～9割台の利用水準となっています。

他の支援用具については、年度に数件の利用があるかないかといった利用状況となっています。

⑧手話奉仕員養成研修事業

		上段：5期計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値					
		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 /令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
修了実人数 (人/年)	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
					0人	0人	0人
					-	-	-

手話奉仕員養成研修事業については、前回計画では利用を見込んでおらず、これまでのところ実際の利用はない状況となっています。

⑨移動支援事業

		上段：5期計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値					
		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 /令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
利用実人数 (人/年)	0人	0人	0人	0人	0人	0人	1人
					0人	1人	1人
					-	-	100.0%

移動支援事業について、前回計画では令和2年度から年に1人の利用を見込んでいましたが、実際には、平成31年度/令和元年度から1人の利用となっています。

⑩地域活動支援センター機能強化事業

上段：5期計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値

		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 /令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
利用実人数	(人/年)	2人	2人	1人	2人	2人	2人
					1人	1人	1人
					50.0%	50.0%	50.0%

地域活動支援センター機能強化事業については、各年度、年に2人の利用を見込んでいましたが、実際の利用は1人で、計画値の半分程度となっています。

2) 任意事業

①日中一時支援事業

上段：5期計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値

		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 /令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
利用実人数	(人/年)	6人	6人	1人	4人	5人	5人
					3人	3人	4人
					75.0%	60.0%	80.0%

日中一時支援事業について、前回計画では年に4～5人程度の利用を見込んでいましたが、実際の利用は平成30年度から3人となっており、計画値の8～6割程度となっています。

②障害者自動車運転免許取得費助成事業

上段：5期計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値

		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 /令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
利用実人数	(人/年)	0人	0人	1人	0人	0人	1人
					0人	0人	0人
					-	-	0.0%

訪問入浴サービス事業について、前回計画では令和2年度から年に1人の利用を見込んでいましたが、これまでのところ実際の利用はない状況となっています。

③重度障害者入院時意思疎通支援事業

上段：5期計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値

		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 /令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
利用実人数	(人/年)	1人	0人	0人	0人	0人	0人
					0人	0人	0人
					-	-	-

重度障害者入院時意思疎通支援事業については、前回計画では利用を見込んでおらず、これまでのところ実際の利用はない状況となっています。

3. 障害児福祉サービス等の進捗状況

(1) 障害児通所支援サービス

① 児童発達支援

		上段：1期計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値					
		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 /令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
利用実人数	(人/月)	0人	1人	1人	1人	0人	0人
					1人	1人	0人
					100.0%	-	-
利用のべ人数	(人日/月)	0人日	1人日	4人日	4人日	0人日	0人日
					2人日	1人日	0人日
					50.0%	-	-

※各年度の実績値は年間の平均です。(令和2年度は10月までの平均)

児童発達支援の利用実人数は、前回計画で平成31年度/令和元年度からは利用がないものと見込んでいましたが、平成30年度以降月に1人となっています。

平成30年度の利用のべ人数は2人日で、計画値の半分程度となっていることから、1人あたりの利用日数は計画の見込みよりも少ないものと思われます。

② 医療型児童発達支援

		上段：1期計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値					
		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 /令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
利用実人数	(人/月)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
					0人	0人	0人
					-	-	-
利用のべ人数	(人日/月)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
					0人日	0人日	0人日
					-	-	-

※各年度の実績値は年間の平均です。(令和2年度は10月までの平均)

医療型児童発達支援については、前回計画で利用を見込んでおらず、これまでのところ、実際の利用もない状況となっています。

③ 居宅訪問型児童発達支援

		上段：1期計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値					
		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 /令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
利用実人数	(人/月)	-	-	-	0人	0人	0人
					0人	0人	0人
					-	-	-

※各年度の実績値は年間の平均です。(令和2年度は10月までの平均)

居宅訪問型児童発達支援については、前回計画で利用を見込んでおらず、これまでのところ、実際の利用もない状況となっています。

④放課後等デイサービス

上段：1期計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値

		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 /令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
利用実人数	(人/月)	0人	0人	1人	3人	4人	4人
					2人	4人	5人
					66.7%	100.0%	125.0%
利用のべ人数	(人日/月)	0人日	0人日	3人日	43人日	53人日	53人日
					19人日	29人日	60人日
					44.2%	54.7%	113.2%

※各年度の実績値は年間の平均です。(令和2年度は10月までの平均)

放課後等デイサービスの利用実人数は、前回計画では月に3～4人と見込んでおり、実際の利用は平成30年度には2人と計画値の6割程度になっていましたが、令和2年度には5人に増加し、計画値を上回る水準となっています。

利用のべ人数も増加しており、令和2年度には計画値を上回る水準となっています。

⑤保育所等訪問支援

上段：1期計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値

		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 /令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
利用実人数	(人/月)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
					0人	0人	0人
					-	-	-
利用のべ人数	(人日/月)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
					0人日	0人日	0人日
					-	-	-

※各年度の実績値は年間の平均です。(令和2年度は10月までの平均)

保育所等訪問支援については、前回計画で利用を見込んでおらず、これまでのところ、実際の利用もない状況となっています。

⑥障害児相談支援

上段：1期計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値

		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 /令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
利用実人数	(人/月)	0人	1人	1人	1人	1人	1人
					1人	1人	1人
					100.0%	100.0%	100.0%

※各年度の実績値は年間の平均です。(令和2年度は10月までの平均)

障害児相談支援について、前回計画では各年度月に1人の利用を見込んでおり、実際の利用も計画値通りとなっています。

第3章 計画の基本方向

1. 基本理念

「第6次八郎潟町総合計画」では、“人と地域が輝く心豊かな協働のまち”という将来像を掲げ、福祉分野においては、“すこやかに安心して暮らせるまちづくり”を目指し、障がい福祉を含めた各種の福祉施策の展開を図ってきました。

「心身障がい（児）者福祉」については、障がい（児）者のニーズや状態に合った適切な支援体制の整備を進め、障がい（児）者が地域社会で安心して自立した生活ができるまちづくりを目指すとともに、地域で福祉を担う人材・組織を育み、地域で支え合う福祉の充実に向けて取り組んできています。

<心身障がい（児）者福祉における主要施策>

■生活支援の充実 ■理解と協力の拡大 ■就労と社会参加の拡大

前回の障がい者計画では、それまでの“ノーマライゼーションの定着”と“共生社会の実現”という基本的な考え方を継承するとともに、その実現に向けて、地域福祉の考え方を取り入れた地域の福祉力向上や福祉を通じたコミュニティづくりの推進、行政と住民が協働しながら社会の幅広い分野で障がい者の自立と社会参加を促進すること、さらに、地域の人材や施設など社会資源の活用も視野に入れ、“障がいのある人も障がいのない人も地域の中で支え合い、共に生きるまちづくり”を基本理念として掲げてきました。

国の「障害者基本計画（第4次）」では、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すことが掲げられており、障がい者を社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、自らの能力で自己実現できるように支援すること、障がい者の社会参加を制約している社会的な障壁を取り除くことを障がい者施策の基本方向としています。

<障害者基本計画（第4次）の基本理念>

条約は、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定めている。

こうした条約の理念に即して改正された基本法第1条に規定されているように、障害者施策は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるという理念の通り、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して講じられる必要がある。

本基本計画では、このような社会の実現に向け、障害者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、障害者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、政府が取り組むべき障害者施策の基本的な方向を定めるものとする。

これらのことを踏まえ、前回計画を継承し、本計画の基本理念は以下のように設定しました。

**障がいのある人も障がいのない人も
地域の中で支え合い、
共に生きるまちづくり**

2. 基本目標

(1) 地域の生活支援の充実

「相談」や「情報」の充実は、一人ひとりに応じた適切なサービスや生活支援へつなぐための最初の「入り口」となるため、障がいのある人や家族が安心して気軽に相談できる体制を整備します。併せて、障がいのある人が地域で安全に、かつ安心して生活できるよう、意思決定の支援や虐待防止に向けた支援体制の整備にも努めます。

また、自立生活の支援の一環として福祉サービスの質と量、両面の向上を図り、利用者本位のサービス提供が可能となるよう配慮するとともに、既存の手当や助成、減免制度等の周知など情報提供体制の充実を図ります。

生活環境における物理的なバリアを取り除いていくことは、障がいのある人の「自立と社会参加」のための基本的な条件であることから、公共的建物・施設や道路などのバリアフリー化を進めるとともに、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、住まいの確保に対する支援策の充実にも努めます。

(2) 支え合いの地域社会づくり

障がいの有無にかかわらず、すべての人が住み慣れた地域で互いに支え合いながら生活していくためには、町民一人ひとりが、障がいや障がいのある人についての正しい知識を身につけることが不可欠です。

障がいやその特性に関する正しい理解を促すために情報提供を積極的に行うとともに、障がいの有無にこだわらない交流機会を充実させるなど、ノーマライゼーションの理念の浸透に努めます。

また、地域福祉の考え方にに基づき、地域において住民と行政が協働し、地域住民を主体とした支え合いの地域社会づくりを推進するとともに、障がいのある人も地域の一員として地域社会に参加していけるよう支援の充実を図ります。併せて、地域活動に関わるボランティアの養成と確保についても努めます。

さらに、障がいのある人は災害時にさまざまな不安を抱えていることから、地域での支え合いを軸としつつ、不安解消に向けた避難体制づくりや避難所運営の検討を進めます。

(3) 障がいのある人の自立と社会参加の促進

誰もががあるがままの姿で自分らしく活動して「参加」できるようなまちは、自立生活を可能にし、安心して暮らせるまちであります。

そこで、障がいのある人の社会参加を困難にしている様々な生活上の障壁（バリア）を取り除き、いつまでも自分らしく社会参加できるよう支援を行います。

また、障がいのある人が自立した生活を確立するためには、「経済的安定」が必要不可欠であり、「就労」に対する取り組みは、特に重要なものと考えられることから、障がいのある人の就労についてのさまざまな支援を行うとともに、就労環境整備や周囲の理解促進に努めます。

障がいのある児童に対しては、一人ひとりの障がいの種類・程度、能力・適性等に応じた教育・育成ができるよう配慮しつつ、すべての児童が共に学び、共に育つ環境の整備を図ります。

さらに、当事者団体への支援も継続し、関係機関等との連携の強化なども検討します。

3. 施策体系

障がいのある人も障がいのない人も 地域の中で支え合い、共に生きるまちづくり

1. 障がい者計画の推進

(1) 地域の生活支援の充実

(2) 支え合いの地域社会づくり

(3) 障がいのある人の自立と社会参加の促進

2. 障がい者福祉計画の推進

(1) 自立支援給付サービス

- 1) 訪問系サービス
- 2) 日中活動系サービス
- 3) 居住系サービス
- 4) 相談支援
- 5) 自立支援医療
- 6) その他サービス

(2) 地域生活支援事業

- 1) 必須事業
- 2) 任意事業
- 3) 町単独事業

3. 障がい児福祉計画の推進

(1) 障害児通所支援

(2) 障害児入所支援

4. 障害福祉計画・障害児福祉計画のサービスの体系

障害福祉計画は障害者総合支援法に規定されている障がい者支援のための諸事業について、着実な事業実施を図るために、事業ごとのサービス提供量やその確保策などについて取りまとめたサービスの需給計画です。

障害福祉計画における事業の体系は以下の通りとなっており、障害者総合支援法のサービスは、「自立支援給付」と「地域生活支援事業」で構成され、障がい児は、障害者総合支援法と児童福祉法のサービスが対象となります。



第4章 施策の展開

1. 障がい者計画の推進

(1) 地域の生活支援の充実

① 相談支援・権利擁護の充実

障がいのある人、一人ひとりに応じた適切なサービスや生活支援へつなぐための最初の入口が相談支援となります。「どこに相談したらよいかわからない」といったことのないよう、分かりやすく利用しやすい相談体制の整備・強化に努めます。

また、障がいのある人がその人らしく生きるためには、個人の自己決定権を尊重することが重要であることから、障がいのある人の高齢化や親亡き後を見据えて成年後見制度の利用促進を目指し、実施体制の検討・整備、周知などを図るとともに、障がいのある人に対する虐待が障がいのある人の尊厳を害するものであり、障がいのある人の自立及び社会参加にとってこれを防止することが極めて重要であることから、「障害者虐待防止法」に基づき、虐待を防止し、障がいのある人の安全で安心な地域生活の確保に向けた支援体制の整備を図ります。

② 福祉サービスの充実

障がいのある人が、地域で自立した生活を営み、積極的に社会へ参加するためには、その生活を支えるさまざまな福祉サービスの質と量、両面の向上が求められていることから、サービス提供事業者及び人材の養成・確保に努めるとともに、ともに暮らす家族への支援など、地域でのライフスタイルに合わせた支援の充実を図ります。

その際、利用者本位のサービス提供が可能となるよう、障がいのある人の個々の心身の状況などを踏まえた福祉サービス等利用計画案の作成促進など、当事者の支援の必要性に応じた適切な生活支援体制の整備を図ることが重要です。

福祉サービスの実施と併せて、各種手当や公共料金等の各種減免制度など経済的な支援の周知など、さまざまな情報を広く提供していけるよう、より一層努めます。

③ 住みよい環境づくりの推進

障がいのある人が安心して暮らせるまちとは、全ての人が暮らしやすいまちであり、暮らしやすいまちづくりを推進するためには、さまざまなバリア（障壁）の解消が不可欠です。

ユニバーサルデザインの考え方に基づいて、地域での活動の場となる公共的建物・施設や道路などのバリアフリー化に取り組むなど、誰もが共通して利用しやすい環境づくりに努めます。

また、住み慣れた地域で、誰もができる限り自立した暮らしを送れるよう、住宅改修のための費用貸付を実施していますが、利用はほとんどなかったことから、今後は制度の周知に努め利用を促進し、ニーズに応じた住まいの確保を支援します。

(2) 支え合いの地域社会づくり

① 住民への理解・啓発の促進

障がいのある人の自立と社会参加を進めるためには、町民一人ひとりが障がいのある人に対する理解と認識を深めることにより、障がいのある人への偏見や差別を取り除いていくことが必要です。この「こころのバリアフリー」を推進するため、障がいやその特性に関する正しい知識の提供を積極的に行ってまいります。

また、乳幼児期や学童期・青年期といった成長発達期における相互の交流機会の充実や、障がいのある人の地域活動参加を支援することなどにより日頃からの交流を促進し、併せて、さまざまな機会を活用した啓発活動を行うことで、引き続き、町民へのノーマライゼーションの理念の浸透に努めます。

② 住民主体の福祉活動の促進

近年、少子高齢化の進行や住民ニーズが多様化し、行政サービスのみで地域の福祉を支えることが難しくなっています。今後に向けては、地域において住民と行政が協働するとともに、住民が相互に支えあう、地域住民を主体とした地域福祉の考え方の浸透を図ることが必要です。

地域福祉を推進することにより、障がいのある人を含め、地域住民が積極的に地域活動に参加し日頃から関わりを持つことで相互理解が深まるとともに、障がいのある人への日常的な支援や災害時の要支援者の支援などにもつながることが期待できます。

そのため、障がいのある人が地域の一員として、地域活動に積極的に参加していけるよう、移動手段の確保や活動場所の提供、地域活動参加時の同行や意思疎通の支援など、障がいのある人と地域の取り組みの支援に努めます。

また、地域福祉を進める上ではボランティアの存在が欠かせないことから、関係機関等と連携し、ボランティアの養成と確保にも努めます。

③ 防災対策の推進

障がいのある人は、緊急時や災害時に避難が困難なことや避難所での生活における意思疎通の問題など、様々な不安を抱えています。

こうした不安の解消を図るため、様々な関係機関（地域の自治会や当事者団体、福祉関係事業所・施設、警察や消防など）と連携し、「災害時要援護者登録制度」を活用しながら、緊急時や災害時に援護が必要な方を円滑に避難誘導できる体制の維持と機能向上を目指します。

また、障がい者に配慮した避難所運営については、災害時要援護者避難支援マニュアルに沿って行い、一人ひとりの障害の状態に応じた柔軟な支援に努めます。

(3) 障がいのある人の自立と社会参加の促進

①外出・移動支援の充実

聴覚に障がいのある人など、意思疎通を図ることが困難な人のコミュニケーション手段を確保することは、障がいのある人の自立生活支援や外出支援において重要です。

現在、聴覚などの障がいにより意志の疎通に支障がある方を対象として、手話通訳者及び要約筆記奉仕員を派遣し意思疎通の円滑化を図っており、今後も引き続き、意思疎通の支援に努めます。

また、障がいのある人が外出する際には、移動手段にも様々な困難が伴い、地域での自立生活や社会参加においては、交通費の支出による経済的な負担が課題となります。

そのため、障がいのある人の外出時の支援として、医療機関への通院や施設への通所にかかる交通費の補助を引き続き実施します。併せて、交通費を補助する制度のより一層の周知を図るとともに、補助金額についても検討を行います。

②就労・就学支援の充実

障がいのある人が地域で自立して暮らしていくためには、就労の場の確保は非常に重要となります。就労を希望する障がいのある人がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、総合的な支援に努めます。

また、「障害者雇用促進法」が改正されたことから、企業やその従業員に対して、障がいのある人の就労への理解をより一層促進し、就労環境の改善や雇用場所の拡大を目指します。

障がいのある子どもについては、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するために必要な力を養うため、一人ひとりの障がいの状態などに応じ、きめ細かな教育を行う必要があります。障がいのある子どもの個性や能力を育むために、継続的に幅広く支援していくことが重要です。

ノーマライゼーションの理念に基づき、公私連携幼保連携型認定こども園では障がいのある児童の受け入れを実施しています。また、小学校・中学校では特別支援学級を設置し、障がいのある児童を受け入れており、個別の支援計画を作成し、支援教育の充実に取り組んでいます。今後も引き続き、障がいのある児童の就学支援に努めます。

③各種団体等への支援

障がいのある人の社会参加を円滑にするなど、さまざまな活動を実施している障がいのある人やその保護者などで構成される当事者団体に対して、補助金を給付するなどの支援を実施しています。今後も引き続き、こうした団体への支援を実施するとともに、関係機関等との連携の強化なども検討を進めます。

2. 障がい者福祉計画の推進

(1) 自立支援給付サービス

1) 訪問系サービス

【事業概況】

事業名		事業概要
居宅介護（ホームヘルプ）	介護給付	居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、その他、生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	介護給付	重度の肢体不自由者で、常に介護が必要な人に、自宅での入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	介護給付	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障がいのある人について、移動時及びそれに伴う外出先においての必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む。）、移動の援護、排泄・食事等の介護、その他外出する際に必要な援助を行います。
行動援護	介護給付	行動上著しい困難を有するため、常時介護を要する人について、危険回避のために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他必要な援助を行います。
重度障害者等包括支援	介護給付	常時介護を要し、意思疎通を図ることに著しい支障がある人のうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある人や知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難を有する人について、障害福祉サービスを包括的に提供します。

【見込み量】

○居宅介護（ホームヘルプ）

	実績値			見込み量		
	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 /令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用実人数 (人/月)	5人	4人	4人	5人	6人	6人
利用時間 (時間/月)	103時間	96時間	106時間	116時間	136時間	136時間

○重度訪問介護

	実績値			見込み量		
	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 /令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用実人数 (人/月)	1人	3人	3人	3人	3人	3人
利用時間 (時間/月)	187時間	199時間	184時間	199時間	199時間	199時間

○同行援護

	実績値			見込み量		
	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 /令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用実人数 (人/月)	0人	0人	0人	1人	1人	1人
利用時間 (時間/月)	0時間	0時間	0時間	1時間	1時間	1時間

○行動援護

	実績値			見込み量		
	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 /令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用実人数 (人/月)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
利用時間 (時間/月)	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間

【取り組みの方向】

居宅介護（ホームヘルプ）については、これまでの実績をもとに、見込み量はやや増加の方向で設定しています。重度訪問介護、同行援護については、見込み量は横ばいで設定し、これまでと同程度のサービス提供を行っていきます。行動援護についてはこれまでのところ利用がないため、見込み量の設定は行いません。

2) 日中活動系サービス

①生活介護

【事業概況】

事業名		事業概要
生活介護	介護給付	常時介護を要する人について、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等、その他の必要な日常生活上の支援や、創作的活動または生産活動の機会の提供その他の身体機能または生活能力の向上のために必要な援助を行います。

【見込み量】

	実績値			見込み量		
	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 /令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用実人数 (人/月)	29人	27人	26人	28人	28人	28人
利用のべ人数 (人日/月)	575人日	570人日	568人日	585人日	585人日	585人日

【取り組みの方向】

生活介護については、これまでの実績をもとに、見込み量はやや増加の方向で設定しています。

②自立訓練（機能訓練）

【事業概況】

事業名		事業概要
自立訓練（機能訓練）	訓練等給付	身体障がいのある人または難病患者等の人が、障害者支援施設または障害福祉サービス事業所に通うことで、当該施設・事業所において、または居宅を訪問して行う理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

【見込み量】

	実績値			見込み量		
	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 /令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用実人数 (人/月)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
利用のべ人数 (人日/月)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

【取り組みの方向】

自立訓練（機能訓練）については、これまでのところ利用がない状況が続いているため、今後も見込み量の設定は行いません。

③自立訓練（生活訓練）

【事業概況】

事業名		事業概要
自立訓練（生活訓練）	訓練等給付	知的障がいまたは精神障がいのある人が、障害者支援施設または障害福祉サービス事業所に通うことで、当該施設・事業所において、または居宅を訪問して行う入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

【見込み量】

	実績値			見込み量		
	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 /令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用実人数 (人/月)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
利用のべ人数 (人日/月)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

【取り組みの方向】

自立訓練（生活訓練）については、これまでのところ利用がない状況が続いているため、今後も見込み量の設定は行いません。

④就労移行支援

【事業概況】

事業名		事業概要
就労移行支援	訓練等給付	就労を希望する65歳未満の人で、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる障がいのある人について、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への就労移行定着のために必要な相談その他の必要な支援を行います。

【見込み量】

	実績値			見込み量		
	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 /令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用実人数 (人/月)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
利用のべ人数 (人日/月)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

【取り組みの方向】

就労移行支援については、これまでのところ利用がない状況が続いているため、今後も見込み量の設定は行いません。

⑤就労継続支援（A型）

【事業概況】

事業名		事業概要
就労継続支援A型	訓練等給付	通常の事業所に雇用されることが困難な人のうち、適切な支援により雇用契約等に基づき就労可能な65歳未満の人について、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練・支援を行います。

【見込み量】

	実績値			見込み量		
	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 /令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用実人数 (人/月)	0人	1人	1人	1人	1人	1人
利用のべ人数 (人日/月)	0人日	18人日	17人日	20人日	20人日	20人日

【取り組みの方向】

就労継続支援 A 型については、見込み量は横ばいで設定し、これまでと同程度のサービス提供を行っていきます。

⑥就労継続支援（B型）

【事業概況】

事業名		事業概要
就労継続支援B型	訓練等給付	通常の事業所に雇用されることが困難な人のうち、通常の事業所に雇用されていた障がいのある人で、その年齢、心身の状態その他の事情により、引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった人、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった人、その他の通常の事業所に雇用されることが困難な人について、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練・支援を行います。

【見込み量】

	実績値			見込み量		
	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 /令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用実人数 (人/月)	14人	14人	16人	17人	18人	19人
利用のべ人数 (人日/月)	238人日	207人日	266人日	283人日	300人日	317人日

【取り組みの方向】

就労継続支援 B 型については、これまでの実績をもとに、見込み量はやや増加の方向で設定していません。

⑦就労定着支援

【事業概況】

事業名		事業概要
就労定着支援	訓練等給付	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に対して、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係者等との連絡調整やそれに伴う課題解決にむけて必要となる支援を行います。

【見込み量】

	実績値			見込み量		
	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 /令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用実人数 (人/月)	0人	0人	0人	0人	0人	0人

【取り組みの方向】

就労定着支援については、これまでのところ利用がない状況が続いているため、今後も見込み量の設定は行いません。

⑧療養介護

【事業概況】

事業名		事業概要
療養介護	介護給付	病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要し、常時介護を要する人について、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。

【見込み量】

	実績値			見込み量		
	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 /令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用実人数 (人/月)	0人	0人	0人	0人	0人	0人

【取り組みの方向】

療養介護については、これまでのところ利用がない状況が続いているため、今後も見込み量の設定は行いません。

⑨短期入所

【事業概況】

事業名		事業概要
短期入所	介護給付	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設その他の以下に掲げる便宜を適切に行うことができる施設への短期間の入所を必要とする障がいのある人について、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な保護を行います。

【見込み量】

○短期入所（福祉型）

	実績値			見込み量		
	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 /令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用実人数 (人/月)	5人	6人	6人	6人	7人	7人
利用のべ人数 (人日/月)	28人日	34人日	34人日	34人日	40人日	40人日

○短期入所（医療型）

	実績値			見込み量		
	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 /令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用実人数 (人/月)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
利用のべ人数 (人日/月)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

【取り組みの方向】

短期入所（福祉型）については、これまでの実績をもとに、見込み量はやや増加の方向で設定しています。

短期入所（医療型）についてはこれまでのところ利用がない状況が続いているため、今後も見込み量の設定は行いません。

3) 居住系サービス

① 共同生活援助（グループホーム）

【事業概況】

事業名		事業概要
共同生活援助（グループホーム）	訓練等給付	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助、必要に応じて介助などを行います。

【見込み量】

	実績値			見込み量		
	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 /令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用実人数 (人/月)	3人	4人	3人	4人	4人	5人

【取り組みの方向】

共同生活援助については、これまでの実績をもとに、見込み量はやや増加の方向で設定しています。

② 施設入所支援

【事業概況】

事業名		事業概要
施設入所支援	介護給付	その施設に入所する人について、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。

【見込み量】

	実績値			見込み量		
	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 /令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用実人数 (人/月)	18人	16人	16人	17人	17人	17人

【取り組みの方向】

施設入所支援については、見込み量は横ばいで設定し、これまでと同程度のサービス提供を行っていきます。

③ 自立生活援助

【事業概況】

事業名		事業概要
自立生活援助	訓練等給付	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がいのある人で一人暮らしを希望する人等に対し、定期的に利用者の居宅を訪問し、食事、洗濯、掃除などに課題はないか、公共料金や家賃に滞納はないか、体調に変化はないか、通院しているか、地域住民との関係は良好か、などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。また、定期的な訪問だけでなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応もを行います。

【見込み量】

	実績値			見込み量		
	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 /令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用実人数 (人/月)	0人	0人	0人	0人	0人	0人

【取り組みの方向】

自立生活援助については、これまでのところ利用がない状況が続いているため、今後も見込み量の設定は行いません。

4) 相談支援

① 計画相談支援

【事業概況】

事業名	事業概要
計画相談支援	利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定が行われた後に、当該支給決定等の内容を反映したサービス等利用計画の作成を行います。また、サービス等利用計画が適正であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直し、変更等を行います。

【見込み量】

	実績値			見込み量		
	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 /令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用実人数 (人/月)	7人	10人	9人	11人	13人	13人

【取り組みの方向】

計画相談支援については、これまでの実績をもとに、見込み量はやや増加の方向で設定しています。

② 地域移行支援

【事業概況】

事業名	事業概要
地域移行支援	障害者支援施設に入所している障がい者または精神科病院に入院している精神障がい者に対して、居住の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。

【見込み量】

	実績値			見込み量		
	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 /令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用実人数 (人/月)	0人	0人	0人	0人	0人	0人

【取り組みの方向】

地域移行支援については、これまでのところ利用がない状況が続いているため、今後も見込み量の設定は行いません。

③地域定着支援

【事業概況】

事業名	事業概要
地域定着支援	居宅において単身等の状況で生活する障がい者に対して、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等において相談等の支援を行います。

【見込み量】

	実績値			見込み量		
	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 /令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用実人数 (人/月)	0人	0人	0人	0人	0人	0人

【取り組みの方向】

地域定着支援については、これまでのところ利用がない状況が続いているため、今後も見込み量の設定は行いません。

5) 自立支援医療

①更生医療

【事業概況】

事業名	事業概要
更生医療	障がいの程度を軽くしたり、取り除いたりする医療を給付します。

【取り組みの方向】

更生医療については、利用人数が近年やや増加傾向となっています。今後も利用が増えることを見込み、適切な給付を行ってまいります。

②育成医療

【事業概況】

事業名	事業概要
育成医療	生活能力を得るために必要な医療を給付します。

【取り組みの方向】

育成医療については、これまでのところ利用がない状況が続いていますが、今後利用者が現れた場合に適切な給付を行えるよう、体制整備を行ってまいります。

③精神通院医療

【事業概況】

事業名	事業概要
精神通院医療	精神疾患に対する通院医療を給付します。

【取り組みの方向】

精神通院医療については、利用人数は近年ほぼ横ばいとなっていることから、今後も同様の利用状況が続くものと見込み、適切な給付を行ってまいります。

6) その他サービス

①補装具費

【事業概況】

事業名	事業概要
補装具費	義肢や車いす等の購入等に際し、補装具費（購入費、修理費等）の支給をします。

【取り組みの方向】

補装具費については、利用人数は近年ほぼ横ばいとなっていることから、今後も同様の利用状況が続くものと見込み、適切な給付を行っていきます。

②高額障害福祉サービス等給付費

【事業概況】

事業名	事業概要
高額障害福祉サービス等給付費	世帯内で障害福祉サービス等の負担額の合算額が基準額を超える場合は、利用者の負担を軽減するため、高額障害福祉サービス等給付費を支給します。

【取り組みの方向】

高額障害福祉サービス等給付費については、利用人数は近年ほぼ横ばいとなっていることから、今後も同様の利用状況が続くものと見込み、適切な給付を行っていきます。

(2) 地域生活支援事業

1) 必須事業

① 理解促進研修・啓発事業

【事業概況】

事業名	事業概要
理解促進研修・啓発事業	障がい者が直面する「社会的障壁」を除去するために、障がい者への理解を深めるための研修・啓発を行います。

【見込み量】

	実績値			見込み量		
	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 /令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
実施の有無	未実施	未実施	未実施	検討	検討	検討

【取り組みの方向】

理解促進研修・啓発事業については、今後研修会やイベントの実施も検討しながら、普段からの情報提供や日常的なふれあいを通じた理解促進・啓発を図るべく、環境整備等を行っていきます。

② 障害者福祉活動事業助成等（自発的活動支援事業）

【事業概況】

事業名	事業概要
障害者福祉活動事業助成等 (自発的活動支援事業)	ピアサポートや社会活動支援など、障がい者、家族、地域住民等による自発的な取り組みを支援します。

【見込み量】

	実績値			見込み量		
	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 /令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
実施の有無	未実施	未実施	未実施	検討	検討	検討

【取り組みの方向】

障害者福祉活動事業助成等（自発的活動支援事業）については、障がい者団体が少なく、ボランティア登録者もないため、ボランティア講座等の開催もないのが現状となっています。そのため、今後の支援についても現時点では見込んでいませんが、今後、自発的な取り組みへの支援を求める声が多くなるなど状況に変化があった場合は、支援の実施を検討します。

③相談支援事業

【事業概況】

事業名	事業概要
相談支援事業	障がい者、家族等に対する相談対応、権利擁護のための支援、サービスの利用に関する支援、情報提供等を行います。

【見込み量】

	実績値			見込み量		
	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 /令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
基幹相談支援センター等機能強化事業	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
住宅入居等支援事業	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
障害者相談支援事業	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

【取り組みの方向】

相談支援事業については、引き続き社会福祉法人南秋福祉会と社会福祉法人山本更生会の2か所を実施し、障がいのある人たちやその家族等への相談対応や適切な情報提供などを行い、障がいのある人たちが自立した生活を送れるよう支援します。

④成年後見制度利用支援事業

【事業概況】

事業名	事業概要
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度を利用するための申立て費用等について、必要な方に補助をする事業です。

【見込み量】

	実績値			見込み量		
	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 /令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用実人数 (人/月)	1人	0人	0人	1人	1人	2人

【取り組みの方向】

成年後見制度利用支援事業については、平成30年度に1人の利用がありました。今後も利用者が現れることを見込み、体制整備や環境整備を行っていきます。

⑤成年後見制度法人後見支援事業

【事業概況】

事業名	事業概要
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見業務を適正に行うことができる法人を育成するために、研修等を実施します。

【見込み量】

	実績値			見込み量		
	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 /令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
実施の有無	未実施	未実施	未実施	検討	検討	検討

【取り組みの方向】

成年後見制度法人後見支援事業については、計画期間中の事業実施は見込んでいませんが、今後、成年後見制度の利用者が多くなった場合の法人後見や市民後見人の活用等についての検討を行います。

⑥意思疎通支援事業

【事業概況】

事業名	事業概要
意思疎通支援事業	手話通訳者派遣、要約筆記者派遣、手話通訳者設置等、障がい者とその他の者の意思疎通の円滑化を図ります。

【見込み量】

	実績値			見込み量		
	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 /令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
手話通訳者派遣事業 利用実人数 (人/年)	0人	1人	1人	1人	1人	1人
要約筆記者派遣事業 利用のべ人数 (人/年)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
手話通訳者設置事業 設置人数(人)	0人	0人	0人	0人	0人	0人

【取り組みの方向】

意思疎通支援事業については、手話通訳者派遣事業の利用者はほぼ固定されているため、今後も同様の利用状況が続くものと見込み、引き続きサービス提供を行ってまいります。

⑦日常生活用具給付事業

【事業概況】

事業名	事業概要
日常生活用具給付等事業	日常生活上の便宜を図るために、国の告示に定める要件を満たす用具を給付または貸与します。

【見込み量】

(給付の件数/年)	実績値			見込み量		
	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 /令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
介護訓練支援用具	0件	0件	0件	0件	0件	0件
自立生活支援用具	0件	0件	1件	1件	1件	1件
在宅療養等支援用具	0件	0件	0件	1件	1件	1件
情報・意思疎通支援用具	0件	3件	1件	1件	1件	1件
排泄管理支援用具	100件	115件	138件	144件	144件	150件
住宅改修費	1件	0件	1件	1件	1件	1件

【取り組みの方向】

日常生活用具給付事業については、排泄管理支援用具について近年やや利用者が増加しています。今後も利用者が増加すると見込み、適切な給付を行っていきます。

⑧手話奉仕員養成研修事業

【事業概況】

事業名	事業概要
手話奉仕員養成研修事業	手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙・手話表現技術を習得した者を養成し、意思疎通に手話を用いる障がい者の日常生活・社会生活を支援します。

【見込み量】

(人/年)	実績値			見込み量		
	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 /令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
修了実人数	0人	0人	0人	0人	0人	0人

【取り組みの方向】

手話奉仕員養成研修事業については、今のところ計画期間での利用は見込んでおりません。本町においては手話通訳の利用者が限定されていることから、手話通訳者が必要な場合は秋田県福祉環境部に依頼しています。

⑨移動支援事業

【事業概況】

事業名	事業概要
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者等に対して、円滑に外出できるよう移動を支援します。

【見込み量】

	実績値			見込み量		
	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 /令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用実人数 (人/年)	0人	1人	1人	1人	1人	1人

【取り組みの方向】

移動支援事業については、平成31年度から1人が利用しています。今後も同様の利用状況が続くものと見込み、引き続きサービスの提供を行っていきます。

⑩地域活動支援センター機能強化事業

【事業概況】

事業名	事業概要
地域活動支援センター機能強化事業	創作活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行います。

【見込み量】

	実績値			見込み量		
	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 /令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用実人数 (人/年)	1人	1人	1人	1人	1人	1人

【取り組みの方向】

地域活動支援センター機能強化事業については、今後も同様の利用状況が続くものと見込み、引き続きサービス提供を行っていきます。

2) 任意事業

① 日中一時支援事業

【事業概況】

事業名	事業概要
日中一時支援事業 (任意事業)	家族の就労や地域社会参加等の理由により、居宅において介護等を受けることが困難な障がい児者に対し、日中における活動の場を確保し、障がい児者を日常的に介護している家族等の一時的な休息を図ります。

【見込み量】

	実績値			見込み量		
	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 /令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用実人数 (人/年)	3人	3人	4人	4人	4人	4人

【取り組みの方向】

日中一時支援事業については、今後も同様の利用状況が続くものと見込み、引き続きサービス提供を行っていきます。

② 障害者自動車運転免許取得費助成事業

【事業概況】

事業名	事業概要
障害者自動車運転免許取得費助成事業 (任意事業)	障がい者の自立更生を図るため、自動車運転免許の取得に要した費用の一部を助成し、障がい者の就労等、社会参加活動を推進します。

【見込み量】

	実績値			見込み量		
	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 /令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用実人数 (人/年)	0人	0人	0人	0人	0人	1人

【取り組みの方向】

障害者自動車運転免許取得費助成事業については、平成29年度に1人の利用がありましたが、それ以降は利用がない状況が続いています。今後も利用者が現れることを想定し、体制整備や環境整備を行っていきます。

③重度障害者入院時意思疎通支援事業

【事業概況】

事業名	事業概要
重度障害者入院時意思疎通支援事業 (任意事業)	意思の疎通が困難な障がい者が医療機関に入院した場合に、当該障がい者との意思疎通を十分に行うことが出来る者を派遣し、円滑な医療行為が行えるよう支援します。

【見込み量】

	実績値			見込み量		
	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 /令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用実人数 (人/年)	0人	0人	0人	0人	0人	0人

【取り組みの方向】

重度障害者入院時意思疎通支援事業については、平成27年度に1人の利用がありましたが、それ以降利用がない状況が続いています。障害者総合支援法の改正により平成30年度から重度訪問介護の訪問先が拡大され、入院中でも引き続きヘルパーによる支援が受けられるようになったことから、今後も計画期間での利用は見込んでおりません。

3) 町単独事業

① 障害者施設通所交通費助成事業

【事業概況】

事業名	事業概要
障害者施設通所交通費助成事業	障がい者支援施設に通所する障がい者に対して、通所の際にかかる交通費の一部（月額 5,000 円を上限）を補助することにより経済的負担を軽減するとともに、障がい者の自立と社会参加の促進を図ります。

【取り組みの方向】

障害者施設通所交通費助成事業については、利用者数は近年ほぼ横ばいとなっているため、今度も同様の利用状況が続くものと見込み、引き続きサービス提供を行っていきます。

② じん臓機能障害者等通院交通補助事業

【事業概況】

事業名	事業概要
じん臓機能障害者等通院交通補助事業	医療機関において、人工透析療法または中心静脈栄養法もしくは経腸栄養法による医療の給付を受けるため、その医療機関に通院する際にかかる交通費（月額 5,000 円を上限）を補助し、障がい者の経済的負担の軽減を図ります。

【取り組みの方向】

じん臓機能障害者等通院交通補助事業については、利用者数は近年ほぼ横ばいとなっているため、今度も同様の利用状況が続くものと見込み、引き続きサービス提供を行っていきます。

③ 障がい者団体への支援

【事業概況】

事業名	事業概要
障がい者団体への支援	障がい者福祉増進のために行う事業または活動している団体に対して補助金を支給し、活動を支援します。

【取り組みの方向】

現在 1 団体が対象となっております。今後も同様の利用状況が続くものと見込み、支援を実施していきます。

④ 心身障害者貸付事業

【事業概況】

事業名	事業概要
心身障害者貸付事業	心身障がい者向けに居室等を増改築し、日常生活を快適に生活するための資金を貸付けます（貸付限度額 1,500 千円）。

【取り組みの方向】

心身障害者貸付事業については、これまでのところ利用がない状況が続いていますが、今後利用者が現れることを想定し、体制整備や環境整備を行っていきます。

3. 障がい児福祉計画の推進

(1) 障害児通所支援

① 児童発達支援

【事業概況】

事業名	事業概要
児童発達支援	未就学児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

【見込み量】

	実績値			見込み量		
	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 /令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用実人数 (人/月)	1人	0人	0人	0人	0人	0人
利用のべ人数 (人日/月)	3人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

【取り組みの方向】

児童発達支援については、平成31年度/令和元年度以降、利用がない状況が続いているため、今後も見込み量の設定は行いません。

② 医療型児童発達支援

【事業概況】

事業名	事業概要
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能の障がいのある未就学児に対して、児童発達支援及び治療等の支援を行います。

【見込み量】

	実績値			見込み量		
	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 /令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用実人数 (人/月)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
利用のべ人数 (人日/月)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

【取り組みの方向】

医療型児童発達支援については、これまでのところ利用がない状況が続いているため、今後も見込み量の設定は行いません。

③居宅訪問型児童発達支援

【事業概況】

事業名	事業概要
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障害児等の重度の障がい児で、児童発達支援等を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能等の付与、その他必要な支援を行います。

【見込み量】

	実績値			見込み量		
	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 /令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用実人数 (人/月)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
利用のべ人数 (人日/月)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

【取り組みの方向】

居宅訪問型児童発達支援については、これまでのところ利用がない状況が続いているため、今後も見込み量の設定は行いません。

④放課後等デイサービス

【事業概況】

事業名	事業概要
放課後等デイサービス	学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、障がい児の自立を促進するとともに放課後等の居場所づくりを推進するものです。

【見込み量】

	実績値			見込み量		
	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 /令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用実人数 (人/月)	2人	4人	5人	5人	6人	6人
利用のべ人数 (人日/月)	19人日	29人日	60人日	60人日	80人日	80人日

【取り組みの方向】

放課後等デイサービスについては、これまでの実績をもとに、見込み量はやや増加の方向で設定しています。

⑤保育所等訪問支援

【事業概況】

事業名	事業概要
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障がい児、または今後利用する予定の障がい児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、保育所等を訪問して支援することにより、保育所等の安定した利用を促進します。

【見込み量】

	実績値			見込み量		
	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 /令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用実人数 (人/月)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
利用のべ人数 (人日/月)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

【取り組みの方向】

保育所等訪問支援については、これまでのところ利用がない状況が続いているため、今後も見込み量の設定は行いません。

⑥障害児相談支援

【事業概況】

事業名	事業概要
障害児相談支援	障害児通所支援を利用する児童を対象に、障害児支援利用計画書の作成を行うとともに、一定期間ごとに一定期間ごとにサービス等の利用状況の検証を行い、モニタリングを行います。

【見込み量】

	実績値			見込み量		
	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 /令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用実人数 (人/月)	1人	1人	1人	1人	1人	1人

【取り組みの方向】

障害児相談支援については、見込み量は横ばいで設定し、これまでと同程度のサービス提供を行ってまいります。

(2) 障害児入所支援

① 福祉型障害児入所施設

【事業概況】

事業名	事業概要
福祉型障害児入所施設	障害児入所施設に入所する障がい児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与、その他必要な支援を行う。 ※実施主体は都道府県になります。

【取り組みの方向】

福祉型障害児入所施設については、これまでのところ利用がない状況が続いていますが、今後利用者が現れた場合に適切な給付を行えるように、体制整備や環境整備を行っていきます。

② 医療型障害児入所施設

【事業概況】

事業名	事業概要
医療型障害児入所施設	指定医療機関に入院する障がい児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療、その他必要な支援を行う。 ※実施主体は都道府県になります。

【取り組みの方向】

医療型障害児入所施設については、これまでのところ利用がない状況が続いていますが、今後利用者が現れた場合に適切な給付を行えるように、体制整備や環境整備を行っていきます。

第5章 計画の成果目標

1. 国の指針

国の基本指針に示されている成果目標については、次の通りです。

項目	国の基準
(1) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	令和5年度末までに各圏域に少なくとも1つを確保しつつ、年1回以上運用状況を検証・検討
(2) 福祉施設入所者の地域生活への移行	令和5年度末までに令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上を地域生活へ移行
	令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点と比べて1.6%以上削減
(3) 福祉施設から一般就労への移行等	令和5年度中に福祉施設から一般就労に移行する者を令和元年度実績の1.27倍以上（移行支援事業：1.30倍以上、就労A型：概ね1.26倍以上、就労B型：概ね1.23倍以上）
	令和5年度における一般就労への移行者のうち就労定着支援事業を利用する者が7割以上
	就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所が全体の7割以上
(4) 障害児支援の提供体制の整備等	令和5年度末までに児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上設置
	令和5年度末までに全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築
	令和5年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上確保
	令和5年度末までに県、各圏域及び各市町村において、医療的ケア児支援のため保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置
(5) 相談支援体制の充実・強化等	令和5年度末までに各市町村又は各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保
(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	令和5年度末までに都道府県及び市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する別表に掲げる事項を実施する体制を構築

2. 本町における成果目標の設定

(1) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

	取り組み方向
地域生活支援拠点の整備	圏域での設置を目指し、今後協議を進めていきます。

(2) 福祉施設入所者の地域生活への移行

		実績値		見込み量		
		平成31年度 /令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
施設入所者数	(人)	12人	13人	13人	13人	13人
令和元年度の施設入所者 数に対する割合	(%)	100.0%	108.3%	108.3%	108.3%	108.3%
施設入所者数のうち地域生 活移行者数	(人)	0人	0人	0人	0人	0人
令和元年度の施設入所者 数に対する割合	(%)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

※人数は、各年度末時点の実人数

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

1) 福祉施設から一般就労への移行

		実績値		見込み量		
		平成31年度 /令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
福祉施設利用者のうちの一 般就労移行者数の合計	(人)	0人	0人	0人	2人	2人
就労移行支援利用者	(人)	0人	0人	0人	1人	1人
就労継続支援A型利用者	(人)	0人	0人	0人	1人	1人
就労継続支援B型利用者	(人)	0人	0人	0人	0人	0人
生活介護利用者	(人)	0人	0人	0人	0人	0人
自立訓練利用者	(人)	0人	0人	0人	0人	0人

※人数は、各年度末時点の実人数

2) 就労定着支援事業の利用者数

		実績値		見込み量		
		平成31年度 /令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
一般就労移行者のうち就労定着支援事業の利用者数	(人)	0人	0人	0人	0人	0人

3) 就労定着率

		実績値		見込み量		
		平成31年度 /令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
就労定着支援事業所数	(事業所)	0事業所	0事業所	0事業所	0事業所	0事業所
就労定着率8割以上	(事業所)	0事業所	0事業所	0事業所	0事業所	0事業所

※事業所数は、各年度末の数

※就労定着率：過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち当該年度末時点の就労定着者数の割合

(4) 障害児支援の提供体制の整備等

1) 障害児通所支援体制等の地域支援体制の整備

	取り組み方向
児童発達支援センターの設置	南秋田郡自立支援協議会を活用し、圏域での設置に向けて協議を進めていきます。
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	ニーズがあった場合に備え、対応可能な事業所の把握や保育所等との連携強化を行っていきます。
重症心身障害児支援（主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保）	南秋田郡自立支援協議会を活用し、圏域での対応可能事業所の設置に向けて協議を進めていきます。
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	南秋田郡自立支援協議会を活用していきます。

2) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

		実績値		見込み量		
		平成31年度 /令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
医療的ケア児コーディネーターの配置人数	(人)	0人	0人	0人	0人	0人

(5) 相談支援体制の充実・強化等

1) 総合的・専門的な相談支援

	取り組み方向
基幹相談支援センターの設置	圏域での設置を目指し、今後協議を進めていきます。

2) 地域の相談支援体制の強化

		実績値		見込み量		
		平成31年度 /令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	(件)	0件	0件	0件	0件	0件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	(件)	0件	0件	0件	0件	0件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	(回)	0回	1回	1回	1回	1回

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組

		実績値		見込み量		
		平成31年度 /令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等への村職員の参加人数	(人)	1人	1人	1人	1人	1人

(7) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

1) 保健、医療、福祉関係者による協議の場

	取り組み方向
協議体の設置	圏域での設置を目指し、今後協議を進めていきます。

		実績値		見込み量		
		平成31年度 /令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	(回)	0回	0回	0回	0回	0回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	(人)	0人	0人	0人	0人	0人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	(回)	0回	0回	0回	0回	0回

2) 精神障害者における障害福祉サービス種別の利用者数

		実績値		見込み量		
		平成31年度 /令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
地域移行支援	(人)	0人	0人	0人	0人	0人
地域定着支援	(人)	0人	0人	0人	0人	0人
共同生活援助	(人)	0人	0人	0人	0人	0人
自立生活援助	(人)	0人	0人	0人	0人	0人

第6章 計画の推進にあたって

1. 計画の推進における基本姿勢

○障がいを理由とする差別の解消

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して、平成 28 年 4 月に「障害者差別解消法」が施行されました。

障害者差別解消法は、国の行政機関や地方公共団体等及び民間事業者が、障がいを理由として差別的な扱いをすることを禁止しており、障がいのある人にとって日常生活や社会生活を送る上で障壁となる事物、制度、慣行、観念などの社会的障壁の除去のための合理的配慮を行うよう、国の行政機関や地方公共団体等には法的義務を、民間事業者には努力義務を課しています。

町では、これらの社会的障壁を取り除き、障がい者が様々な社会活動に参加できる機会が確保できるような形で、ハード・ソフト面のバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを引き続き推進していきます。

○障がい者の虐待防止

平成 24 年 10 月から「障害者虐待防止法」が施行され、障がいのある人の権利利益の擁護が図られています。

「障がい者虐待」とは、養護者による障がい者虐待、障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待、使用者による障がい者虐待をいいます。虐待の類型は身体的虐待、ネグレクト、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待の 5 つに分類されます。これらの虐待の防止策として、虐待の防止、虐待を受けた障がいのある人に対する保護及び自立支援のための措置、虐待を発見したときの通報義務や、障がい者虐待の早期発見の努力義務等が定められました。

また、虐待を防止するためには、一人ひとりの意識が大変重要になってきます。障がいのある人の中には、その障がいゆえに自分で声をあげられない人がいることも考えられます。障がいのある人一人ひとりの人権を守っていくために、尊厳のある個人として接することはもちろん、何が虐待にあたるかを認識しなければいけません。そのため町では、障害福祉サービス事業所や利用者、養護者等、様々な人や団体に向けて、障害者虐待防止法のさらなる周知を図るとともに、虐待防止を推進していきます。

権利擁護の取り組みとしては、知的障がい、精神障がい等の理由で判断能力に困難さを抱える方々への支援として、生活していく上での消費契約・行政手続に関する援助、また金銭管理を行う権利擁護事業を行っています。それに加えて、地域生活支援事業の必須事業として成年後見制度法人後見支援事業が追加されました。今後市民後見人の育成、支援についても検討し、障がいのある人等をはじめとする権利擁護事業を推進していきます。

○サービスの量的拡大とサービス調整・評価体制の充実

障がいのある人が障がいの特性や置かれた状況に応じて必要とするサービスが利用できるような量的な拡大に取り組んでいきます。また、一人ひとりに応じた質の高いサービスが提供されるよう、一人ひとりに応じた最適なサービスへつなぐサービス調整（マネジメント）機能と、提供されたサービスによる効果を把握、評価する仕組みづくりを目指します。本町においては引き続き、「成果（数値）目標」と「活動指標」を最大の眼目として計画の推進・評価を行っていきます。

2. 計画推進における役割分担

○障がいのある人の自立と連携

障がいのある人が、地域の中で自立した生活ができるよう、障害福祉サービスを充実させるとともに、障がいのある人同士、障がい者団体、地域との交流及び連携を促進します。

○町の役割

本計画を効果的、総合的に進めていくため、保健、医療、福祉分野をはじめ、人権、産業・就労、教育、交通・住宅など関係各課との連携の強化を図り、組織横断的な支援体制を構築していきます。

また、障害福祉サービスを円滑に実施するため、様々な広報媒体を通して町民への広報・情報提供の推進に努めます。

○地域社会の役割

障がいがあってもなくても、地域に暮らす人たち皆さんが町民として、ともに生きるまちづくりを目指して、自立した個人としてそれぞれの地域で、安心して充実した生活を送ることができるような地域社会を構築します。

○町民の役割

町民一人ひとりが、障がいや障がいのある人に対する理解を深め、ともに生きる八郎潟町を作り上げていくという認識のもと、障がいのある人もない人も互いに人格と個性を認め合い、尊重し支え合う社会の実現を推進します。

○関係団体の役割

障がい者団体や社会福祉法人、特定非営利活動法人、サービス事業者等の関係団体は、町や社会福祉協議会など関係機関と連携し、本人や家族の代弁者として、あるいは地域福祉の担い手として、地域における福祉の向上に努めるとともに、ともに生きるまちづくりを推進します。

3. 計画推進に向けた多様な連携の推進

○医療機関、教育機関等との連携

障がいのある人に対するサービス等の提供や地域生活への移行など、障がい福祉施策の実施にあたっては、障がい福祉の観点からだけでなく、医療機関や教育機関、リハビリテーションを行う機関等とも連携をして総合的に取り組むことが不可欠です。例えば、入所・入院生活から地域での生活に移行促進するためには医療機関とリハビリテーションを行う機関の連携が必要です。障がい児がその病気の状態に応じて適切な教育を受けられ、心身ともに健全な発達が進むためには医療機関と教育機関の連携が必要です。様々な機関が連携することにより、障がいのある人やその家族が、必要な支援をスムーズに受けることが可能になります。

障がい保健福祉、医療、教育等が一体となった総合的なサービス提供で障がいのある人が自立した地域生活を送れるよう、各機関の連携を推進します。

○地域のネットワーク強化

地域における福祉の推進は、行政だけでなく広く町民に期待される役割であり、様々な団体や組織、そして一人ひとりの町民の参加が不可欠です。

町民や関連機関との連携をより一層強め、それぞれの役割を検討しつつ、計画の実現に向けて取り組んでいきます。

さらに、様々な立場からの参画を得て開催されている地域自立支援協議会を活用し、障がい福祉に関する支援体制の確立や、町内の資源の開発・改善に向け、協働で取り組んでいきます。

○就労支援の強化

障がい者の一般就労や職場への定着についてはまだ十分とはいえない状況にあります。

このため、企業・事業所等における障がい者雇用の拡大を促進するとともに、福祉施設においては、利用者個々の能力を的確に評価し、効果的な就労支援が行える取り組みを進めます。

○切れ目のない支援体制づくり

個々の障がい者の成長に伴い、必要とされるサポートも変化していきます。

相談から各サービスの利用につなぐ一連の過程において、一人ひとりの支援ニーズに適合したサービスが一貫性をもって提供されるよう、サービス事業者をはじめ、関係機関等による総合的なネットワークづくりを構築し、一人ひとりのライフステージに沿って、切れ目のない支援を行っていきます。

○国・県との連携

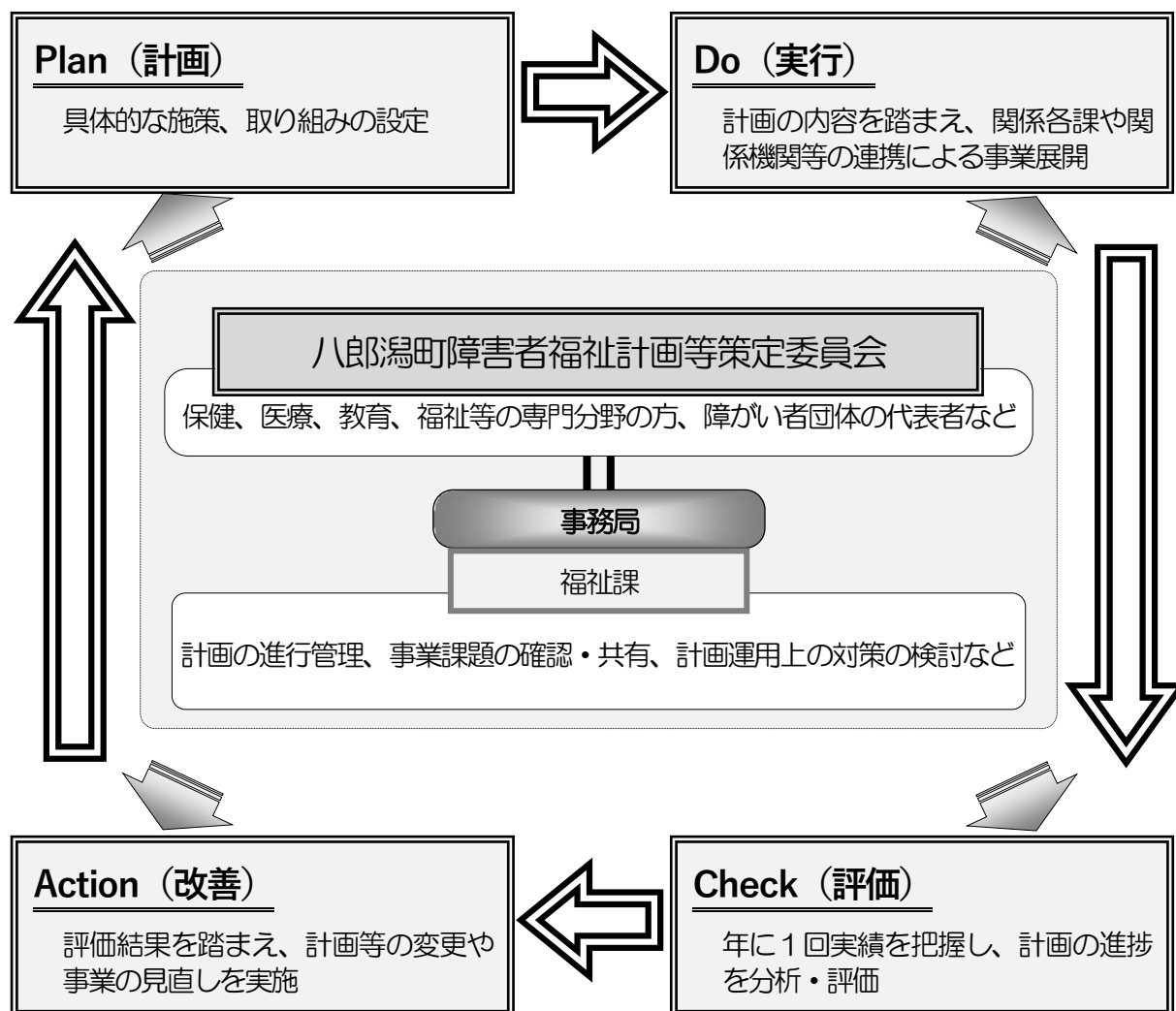
障がいのある人の地域生活を支える様々な施策は、国や県の制度に基づき運営されているものが少なくないため、国や県の新しい動向を注視しつつ密接な連携を図りながら施策の推進に努めます。また、地方公共団体の責務として、町民のニーズを的確に把握しながら、利用者本位のより良い制度に向けて、国・県に対し必要な要望を行うとともに、行財政上の措置を要請していきます。

4. 計画の進行管理体制

(1) 計画の進行管理と評価

設定した数値目標をもとに障害福祉計画の達成状況について、八郎潟町障害者福祉計画等策定委員会において評価を行います。評価は、障害福祉サービス、相談支援事業及び地域生活支援サービスの利用状況や基盤整備状況についても行います。

また、計画期間中に障がい福祉施策に係る新たな行政需要が生じる等、必要な場合は、「PDCAサイクル」に沿って計画の見直しを行います。



※計画の進行管理における PDCA サイクルとは、それぞれ、業務計画の作成「計画」(Plan)、計画に沿った「実行」(Do)、実践の結果を目標と比べる「評価」(Check)、発見された改善すべき点を是正する「改善」(Action) の4つの段階からなっており、これを繰り返すことで、段階的に業務効率を向上させていくマネジメント手法を指しています。

(2) 庁内における進捗評価の体制

○ 庁内における適切な進行管理

本計画にかかわる事業は多岐にわたっているため、様々な分野において適切な取り組みを実施していくことが必要となります。

本計画を確実に実施していくために、関連各課や関係機関との連携をさらに強化し、庁内で定期的に計画の進捗評価を行い、計画の適切な進行管理を行います。

■ 庁内での定期的な進捗評価の実施

○ 全庁的な職員の質の向上

本計画では様々な関係課が直接・間接的に障がいのある人とのかかわり施策を実施していくことになるため、すべての職員が、障がいのある人に配慮しつつ各自の職務を遂行することができるよう、職員の障がい福祉に関する知識と意識を高めていきます。

■ 町職員の障がい福祉に関する知識と意識の向上

(3) 人材の育成・確保

計画が円滑に実施されるように、必要とされる人材の育成と確保を図ります。

■ 人材の育成と確保

■ 専門職等の資質の向上・専門性の向上

(4) 計画の実施状況の公表

計画の進行管理として実施状況や計画の達成状況、運営状況などの点検・評価について、定期的に公表し、本計画に対する町民の理解を深められるように努めるとともに、進捗に問題や課題がある点については、改善に向けた対応策の検討につなげていきます。

5. 計画の普及・啓発の推進

本計画は、障がい者福祉にかかわる関係者をはじめ、多くの町民の理解・協力が重要であることから、様々な媒体を活用して、広く町民に知らせていきます。

また、障がい者支援の取り組みについてわかりやすく知らせていくことが、各種サービスの活用につながり、効果的な支援に結びつくと考えられるため、利用者の視点での情報提供に努めています。

○地域社会の理解促進

障がいのある人もない人もともに暮らす地域の実現のために、町民に障がいについての正しい理解をさらに深めていく必要があります。各種団体とも連携し、町民に対する広報・啓発を積極的かつ継続的に行うとともに、各種の交流事業の充実や地域住民の参加を得た福祉活動を促進していきます。

■ 障がい者支援制度の周知の強化

○障がいのある人のニーズ把握・反映

各種の施策やサービスを効果的に実行するため、施策の内容や提供方法などについて、障がいのある人との意見交換の場を設け、当事者やその家族、関係団体の意見やニーズの把握に努めます。

■ 障がい者ニーズの把握と取り組みへの反映

八郎潟町障がい者計画
第6期 障がい福祉計画
第2期 障がい児福祉計画

令和3年3月

編集	八郎潟町 福祉課 〒018-1692 秋田県南秋田郡八郎潟町字大道80番地 TEL 018-875-5808
----	---